

「川崎市総合計画 改定素案」に関する意見募集の実施結果について

1 概要

「川崎市総合計画」の令和8（2026）年3月の改定に向けて、「川崎市総合計画 改定素案」をとりまとめ、市民の皆様の御意見を募集しました。その結果、56通 133件の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方、及び御意見を踏まえて作成した「川崎市総合計画 改定案」を合わせて公表します。

2 意見募集の概要

- ・**意見の募集期間** 令和7（2025）年11月27日（木）から12月26日（金）まで
- ・**意見の提出方法** 意見提出フォーム、電子メール、ファックス、郵送、持参
- ・**募集の周知方法** 市ホームページ、市政だより、かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、支所・出張所、市民館・図書館
総務企画局都市政策部企画調整課
市民説明会、出前説明会 等

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）		56通（133件）
内 訳	インターネット・電子メール	39通（102件）
	ファックス	2通（4件）
	持参	1通（3件）
	説明会当日に提出されたもの	14通（24件）

4 パブリックコメント意見の内容と対応

「川崎市総合計画 改定素案」の内容に対する御意見として、御意見の趣旨が素案に沿ったもののほか、今後の取組を進めていく上で参考とするもの、素案に対する質問・要望などが寄せられました。御意見を踏まえ、一部表現や成果指標の目標値を修正するほか、所要の整備を行った上で、「川崎市総合計画改定案」をとりまとめました。

【対応区分】

- A 御意見を踏まえ、案に反映したもの
- B 御意見の趣旨が素案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D 素案に対する質問・要望の御意見であり、素案の内容を説明・確認するもの
- E その他

【意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計	
全般に関すること	0	1	1	16	0	18	
第4期実施計画	基本政策1に関すること	1	0	1	9	0	11
	基本政策2に関すること	1	3	5	16	0	25
	基本政策3に関すること	0	1	2	21	0	24
	基本政策4に関すること	0	2	6	29	0	37
	基本政策5に関すること	0	0	0	4	0	4
	進行管理・評価に関すること	0	0	0	1	0	1
	区のまちづくりの方向性に関すること	0	0	2	0	0	2
その他	0	0	1	7	3	11	
合計	2	7	18	103	3	133	

【具体的な意見の内容と市の考え方】

(1) 全般のこと	… 4 ページ
(2) 基本政策 1 のこと	… 11 ページ
(3) 基本政策 2 のこと	… 19 ページ
(4) 基本政策 3 のこと	… 30 ページ
(5) 基本政策 4 のこと	… 42 ページ
(6) 基本政策 5 のこと	… 59 ページ
(7) 進行管理・評価のこと	… 61 ページ
(8) 区のまちづくりの方向性のこと	… 62 ページ
(9) その他	… 63 ページ

(1) 全般に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	10年もの長い間の計画だが、実行時期にズレが出てきたときは、この計画に表記されていない事への見直しなどはあるのか。	総合計画は「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層で構成しており、具体的な取組を定める「実施計画」を4年ごとに見直すことで、環境変化に柔軟に対応していきます。	D
2	人口減少、少子高齢化時代に即した非消費再生の社会を根本において行政を進めてほしい。	第4期実施計画では「少子高齢化・人口減少対策」を重点的に取り組むテーマとして位置づけ、人口減少の進行を可能な限り抑制し、その影響を緩和する取組と、人口減少社会に適応し、持続可能な成長を実現するための取組を両輪で進めていきます。	D
3	人口増加期と人口減少期を“同時に扱う”計画運営について、本改定素案では、当面の人口増加への対応と、将来的な人口減少社会への転換を同時に見据える必要性が明確に示されており、現実的かつ先見的な認識であると感じた。人口増加期用・減少期用という二段階ではなく、「可変型の施策設計（縮小・転用を前提とした事業）」を明示的に位置づけ、公共施設・人材配置・財政支出において「将来縮むことを前提にした設計思想」を計画本文に書き込むことを提案する。	御意見のように、人口の増加期、減少期と段階的に取り組むということではなく、当面の人口増加に対応する一方で、近い将来に予測される急速な高齢化の進行や人口減少社会への転換を見据えながら取組を進めています。なお、将来を見据えた行政サービスの再構築や戦略的な資産マネジメント、組織の最適化などの取組については、「川崎市行財政改革第4期プログラム素案」に位置付けています。	D
4	子育て世代の転出超過への踏み込みについて、10代後半～20代の転入超過と、子育て世代の転出超過を冷静に分析している点是非常に重要であり、課題を正面から捉えていると評価する。「なぜ川崎を離れるのか」を定性的に把握するため、転出世帯への簡易アンケート（オンライン・任意）を制度化し、その結果を毎年公表・施策改善に反映する仕組みを計画に位置づけてはどうか。	本市では、市政運営や政策立案の参考資料とする目的として、市民の定住状況や生活環境の評価などの様々な内容について、市民の生活意識や行政に対する意識を調査する「かわさき市民アンケート」を毎年度実施しているところです。 子育て世代の転出超過は、様々な要因が関係しているものと考えられますので、引き続き、市政運営や政策立案の参考資料として、本アンケート等を活用してまいります。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
5	本計画では、当面の人口増加と将来的な人口減少の双方を見据えた認識が示されており、現実的な視点であると感じた。その上で、人口規模の拡大を追い続ける都市経営から、「一人ひとりが生み出す価値や満足度を高める都市経営」へと、指標の軸足を移す必要があるのではないか。例えば、人口数や施設量の拡充ではなく、生活の質、移動効率、学び直しの機会、働き続けやすさといった「価値密度」をどのように高めたいのかを、政策目標として言語化することで、人口減少局面においても市民が前向きな将来像を描ける計画になると考える。	本市では「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」をめざす都市像に掲げており、「最幸」とは川崎を幸せのあふれる「最も幸福なまち」にしていきたいという思いを込めて使用しています。その実現に向けて5つの基本政策に基づく政策体系を構築しており、第3階層にあたる「施策」において、その成果や進捗状況を把握するために設定する定量的な指標を設けています。	D
6	「近い将来、急速な高齢化の進行と人口減少が見込まれる」という判断はどうして出てくるのか理解できない。「近い将来、急速な高齢化の進行」とは、何年後のことなのか。人口動態から読み取るべきは、20年間の「急速な高齢化と急増した人口の維持」である。そして、そこからの市政の課題は、この20年間で市内人口が133万人から156万人へと23万人も急増した大変動のなかで、市内の各地で起きた人口急増による大きな「ひずみ」が現れていることのリアルな把握とその解決策を明らかにすることである。	本市においても少子高齢化は徐々に進行しており、まもなく、65歳以上の高齢者が21%を超える「超高齢社会」が到来し、令和12(2030)年頃には生産年齢人口がピークを迎える。令和17(2035)年頃には人口減少に転じるとともに、高齢者の割合が約4人に1人(24.9%)となるなど、急速な高齢化の進行が見込まれているところです。人手不足の拡大や社会保障費の増大、他の政策課題への影響など、少子高齢化・人口減少の進行は、まさに都市経営の根幹に関わる重要な課題であることから、第4期実施計画では「少子高齢化・人口減少対策」を重点的に取り組むテーマとして位置づけ、人口減少の進行を可能な限り抑制し、その影響を緩和する取組と、人口減少社会に適応し、持続可能な成長を実現するための取組を両輪で進めています。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
7	公共施設の老朽化率を具体的な数値で示している点は、市民理解を得るうえで重要だと感じる。更新・修繕だけでなく、統合・用途転換・民間活用・廃止の判断基準をあらかじめ市民に示し、「減らす選択肢」も正面から計画に位置づけることを提案する。	<p>本市では、近い将来、急速な高齢化の進行と人口減少社会への転換が見込まれる中で、人口動態の変化を見据えた対応が求められていることから、「資産マネジメント第3期実施方針」では、市民ニーズ等を把握した上で必要な機能の整備を図る「機能重視」の考え方に基づき、市が保有する施設を有効に活用するとともに、公共建築物全体の床面積を方針に定める基準から増やさないことを目指しております。</p> <p>こうしたことを踏まえ、中長期的視点から、複合化・集約化・多目的化・転用など様々な最適化の手法の活用を視野に入れながら、本市が保有する施設を有効に活用することとしており、「モデル4地域における資産保有の最適化に向けた取組方針」及び「公共ホールの最適化に向けた取組方針」を策定し、最適化に向けたロードマップを示し取組を進めているところです。</p> <p>また、モデル4地域以外の地域につきましても、同様に取組を進めてまいります。</p>	D
8	本改定素案は施策の網羅性が高く、都市運営としての総合性を備えている一方で、政令指定都市である川崎市が「何で選ばれる都市なのか」という競争優位の軸がやや見えにくい印象を受けた。東京・横浜に挟まれた立地条件は強みである一方、今後の人口減少社会においては、立地だけで人や企業を惹きつけ続けることは難しくなると考える。産業、暮らし、行政運営を貫く形で、川崎市として「これだけは日本一を目指す」「この分野では他都市と明確に差別化する」という価値提案を、計画全体の上位概念として明示することで、施策の優先順位や投資判断がより戦略的になるのではないか。	都市経営に当たっては、持続可能な行財政基盤を構築しながら、市民が日常生活に質的な充足を感じる取組と併せて、将来を見据えた投資により、まちを一層成長させる取組をバランスよく進めいく必要があると考えており、今後も環境変化を的確に捉えながら、めざす都市像である「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち　かわさき」の実現に向け、戦略的に取組を進めていきます。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
9	<p>行財政改革を総合計画と連動させて進める方針は、持続可能な都市経営の観点から不可欠であると考える。一方で、市民からは「何が減らされるのか」という不安が先行しやすく、改革の意義が伝わりにくい側面もあるのではないか。削減や効率化だけでなく、「限られた資源をどこに集中投下するのか」「何を守り、何を手放すのか」という意思決定の軸を、計画の中で明確に示すことで、市民が改革を前向きに受け止めやすくなると考える。行財政改革を都市戦略の一部として語る工夫を提案する。</p> <p>(同趣旨　他1件)</p>	<p>少子高齢化の進行などの社会経済状況の変化、多様化・複雑化が進む市民ニーズ、今後も続くことが見込まれる厳しい財政環境等を踏まえ限られた経営資源の中においても、質の高いサービスを安定的に提供する必要があると考えております。</p> <p>改革の取組に当たっては、単なるサービスの削減や廃止ではなく、重複や非効率な部分を統合・再編成し、必要なサービスを維持・強化をするなど、市民満足度の向上に向けた改善や見直しの取組を進め、行政サービスの最適化を図ってまいります。</p>	D
10	<p>保育園、幼稚園、学校、病院、老人施設等、子ども、ケア労働の施設は、民間に委託していくないと思う。利益を追求してはいけない。利益を追求するということは、安い賃金で雇用、短い時間で子どもや病人と接するようになる。川崎市という公的なところで運営してほしい。</p>	<p>PFI事業や指定管理者制度導入施設においては、実施体制や専門性も含め運用等に必要となる事項を、事業者公募時の要求水準書や仕様書などに示すとともに、運営開始後もモニタリングにより、市の責任においてその基準を満たしているかなど運営状況を適時適切に確認しながら、行政サービスの維持向上に取り組んでいるところです。</p>	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
11	これ以上の公共施設を民営化あるいは統廃合するのは反対。市民意見をきちんと聞いて欲しい。	<p>本市では、行財政改革を推進するため、「民間活用（川崎版 PPP）推進方針」を定め、市民意見も踏まえながら PFI や指定管理者制度などの民間活用に取り組んでおり、運営開始後もモニタリングにより、市の責任においてその基準を満たしているかなど運営状況を適時適切に確認しながら、行政サービスの維持向上に取り組んでいるところです。</p> <p>また、本市では、近い将来、急速な高齢化の進行と人口減少社会への転換が見込まれる中で、人口動態の変化を見据えた対応が求められていることから、「資産マネジメント第 3 期実施方針」では、長期的に目指すべき姿として、「必要な時期に、必要な規模の行政機能の提供」を掲げ、特定の目的別、対象者別に施設を整備する「従来の考え方」ではなく、市民ニーズ等を把握した上で、必要な機能の整備を図る「機能重視の考え方」に基づき、資産保有の最適化の取組を推進することとしております。</p> <p>こうしたことを踏まえ、中長期的視点から、複合化・集約化・多目的化・転用など様々な最適化の手法の活用を視野に入れながら、本市が保有する施設を有効に活用することとし、市民意見を丁寧に伺いながら、各施設が持つべき機能を整理し地域ごとの状況を踏まえた施設の適正配置を行うことで、持続可能な市民サービスの提供及び利用者がより一層利用しやすい環境を目指します。</p>	D
12	川崎市の会館等は指定管理等のシステム（PFI）になってきている。例えば、中原区の旧総合自治会館は、市民にとってもすばらしいものだったが、現在はビルの上にあり使用しづらい。なぜ、川崎市の土地が現在の様なアイハグのような施設になっていくのか。利益優先にならず市民のために税金を使って欲しい。	<p>本市においては、施設の移転等によって生じる土地や建物について、提供が必要な市民サービスなど行政需要も踏まえた活用を検討しています。</p> <p>また、活用にあたっては、厳しい財政環境を勘案しつつ、市民サービスの向上等を図るため、指定管理者制度や PFI など、民間活力の導入を推進しています。</p>	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
13	民間のノウハウを使い民間活力と言いますが、公共の仕事を利潤を追求する企業に丸投げしてはいけない。	民間活力を導入する際は、実施体制や専門性も含め運用等に必要となる事項を、事業者公募時の要求水準書や仕様書などに示すとともに、運営開始後もモニタリングにより、その基準を満たしているかなど、市の責任において運営状況を適時適切に確認しながら、行政サービスの維持向上に取り組んでいるところです。	D
14	川崎市にとって最も必要なことは特別市の実現だ。川崎市の資源が神奈川県に浪費されている状況を是正する必要がある。また、災害時などの市民のいのちを守るときにも、県との調整が不要になる。現市長の任期中に確実に実現をしていただきたい。	「特別市」の実現には、国において法制化をしていただく必要があるため、早期に法制化がなされるよう、引き続き指定都市市長会等とも連携しながら、国等に対して働きかけを進めてまいります。	B
15	特別自治市になることで市民へのサービス向上になることは理屈や予算の面でも、理解できるが、川崎市民からの県民税が入って来ない神奈川県としては、その分が国から補充されるとも聞いた。国からお金をもらうと口も出されるとも聞いた。県の他市町村よりは資金力がある指定都市の川崎が県から抜けるということは「自分が良ければそれで良い」的な発想にも思える。皆で守る地域の考え方、市、県、国それぞれの在り方をどう考えるか。	本計画では、人口減少や少子高齢化をはじめ、我が国の危機的な状況が見込まれる中、これから時代に対応するため、「新たな大都市制度の創設」として、「特別市」の実現をめざすことを「計画推進に向けた考え方」の一つとしています。「特別市」が実現することで、「特別市」と都道府県がそれぞれの役割に注力し、リソースを重点化するとともに、地方自治体間の連携を促進することが可能となるため、日本全体における持続可能な行政サービスの提供につながるものと考えています。	D
16	新たな大都市制度を見据える視点は、将来を考えるうえで重要である。制度論だけでなく、「特別市」の実現により市民の生活がどう変わらのかを具体的な事例で示す解説を計画本文や別冊で補足することを提案する。	本計画では、人口減少や少子高齢化をはじめ、我が国の危機的な状況が見込まれる中、これから時代に対応するため、「新たな大都市制度の創設」として、「特別市」の実現をめざすことを「計画推進に向けた考え方」の一つとしています。市民の皆様への説明につきましては、今後の「特別市」の法制化などの検討状況等に応じて、可能な限り、身近な具体例を示しながら説明できるよう、今後の周知等の際の参考にさせていただきます。	C

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
17	特別市について、川崎市だけが良くなればという、考え方はよくないのではないか。神奈川県の中の川崎市であるべきで、周りの市町村とのつながりの中で川崎市がここまで発展してきたのだと思う。独りよがりな時代遅れの方針には反対する。川崎市からこれから神奈川県を考えていくべきではないか。	本計画では、人口減少や少子高齢化をはじめ、我が国の危機的な状況が見込まれる中、これから時代に対応するため、「新たな大都市制度の創設」として、「特別市」の実現をめざすことを「計画推進に向けた考え方」の一つとしています。「特別市」が実現することで、「特別市」と都道府県がそれぞれの役割に注力し、リソースを重点化するとともに、地方自治体間の連携を促進することが可能となるため、日本全体における持続可能な行政サービスの提供につながるものと考えています。	D

(2) 基本政策1に関するこ

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	<p>施策1－1－1「地域防災力の向上」において、災害時要援護者に関する記載がある。災害時要援護者は、個別避難計画を作成する対象となっているが、現状ではまったく進展していない。黒川町内会では、地域包括支援センターと協力して、できる範囲で対象者の個別避難計画を作成したが、個別避難計画は災害時に非常に役立つものであると感じた。川崎市として組織の壁を越えて、災害時要援護者に対する個別避難計画の作成を早急に進めていただくことを要望したい。</p>	<p>個別避難計画につきましては、高齢者や障害者のうち、本人の状態像や介護・支援の程度、日頃の生活状況や世帯状況、お住いの地域の状況等を総合的に勘案し、優先的に作成すべき方を位置づけ、まずは、令和7年度末を目指に、その方々の個別避難計画の作成が完了できるよう、介護事業所や障害福祉事業所等と連携しながら、作成支援等の取組を進めているところです。</p> <p>今後も引き続き、必要な方が、迅速かつ円滑に個別避難計画を作成することができるよう、その支援を行ってまいります。</p> <p>また、個別避難計画等について、災害時における円滑な安否確認や安否情報の共有、避難生活の支援等へ活用できるよう、その仕組みづくりに向けた検討や各関係機関等との調整・連携強化を進めてまいります。</p>	D
2	<p>ハード・ソフト両面から防災を強化する方針は妥当であり、安心感がある。防災を特別な行為にせず、日常の公園利用、地域イベント、子ども向け活動と結びつけた「生活防災」型施策をより具体的に記載してはどうか。</p>	<p>防災と日常を結び付けた施策については、地域防災推進事業に包含されると考えており、具体的な取組として、今年度については、平時と災害時を区別せず、平時の取組が災害時にも有用であるという「フェーズフリー」をテーマにした「備える。かわさきマガジン」の発行や動画の配信、川崎フロンターレと連携したホームゲームでの防災啓発や、こども防災塾の開催など、様々な機会で防災に触れていただけるように啓発を進めてきました。</p> <p>また、SNSなど、日頃使用している様々なツールを活用した防災啓発を積極的に実施しています。</p> <p>今後についても、日頃から防災について考えていただけるよう、取り組んでまいります。</p>	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
3	防災と地域力の関係性が意識されている点を評価する。防災訓練を地域交流イベント化し、参加そのものが楽しい仕組みにすることで、コミュニティ再生にもつなげることを提案する。	<p>災害時は自助の取組として自分の身は自分で守りながらも、お互いに支え合い、協力し合うことが大切です。</p> <p>このため、防災訓練では、避難所開設訓練や AED 使用訓練などを実施しておりますが、訓練の開催にあたっては、様々な方に参加いただけるように検討することも必要ですので、初期消火体験や、起震車による地震体験など、体験型の訓練を取り入れる工夫をしてまいりました。</p> <p>今後も参加しやすい訓練内容等を検討してまいります。</p>	C
4	三沢川の河川改修については、何度も計画が延期され工事が進まないので、施策 1－1－4 「河川施設の整備」において、「河川改修事業」の取組内容に「準用河川三沢川について、河川改修を実施」、主なアウトプットに「準用河川三沢川の河川改修の実施（～RX 年度）」ということを明記してもらいたい。	準用河川三沢川の河川改修に関しましては、治水安全度の向上を図るため、時間雨量 50mm（3年に1回程度）の降雨に対応する河川改修を行うものです。河川改修にあたりましては、事業用地の取得が必要であり、用地取得後に工事を実施することから、現時点では完成時期を明記することが困難な状況ですが、早期完成を目指し、事業用地の取得に向けた取組を進めてまいります。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
5	<p>施策 1－2－1「防犯対策の推進」における「路上喫煙防止対策事業」について、川崎駅周辺には現状第1～4 指定喫煙場所があるが、簡易的な囲いで区切っているだけのため、近くを通る際や信号・バス待ちをしている時にタバコの煙が流れ込んできて非常に不快。柵の外で喫煙をする利用者も数多く見られる。望まない受動喫煙を防ぐために外に煙が流れていかないよう、しっかりとした設備を作るべき。</p> <p>また、横浜市では数年後を目処に市内全域での路上喫煙の禁止を行うという方針を定めているが、川崎市でも路上喫煙防止重点区域などという中途半端な政策ではなく全域での禁止を目指すべき。副流煙の有害性が知れ渡った今だからこそ、望まぬ受動喫煙を完全に阻止する政策を実現していただきたい。</p>	<p>路上喫煙防止対策の推進につきましては、指定喫煙場所には、喫煙者を特定の場所へ誘導することにより、重点区域内の路上喫煙やポイ捨てを減らす目的があり、駅から遠く離れた場所に設置するとその目的を果たさなくなる可能性があることから、駅周辺に設置しております。</p> <p>指定喫煙場所は、厚生労働省から発出された「屋外分煙施設の技術的留意事項」に基づき、順次整備を行っており、煙やにおいの原因の多くが、はみ出しの喫煙によることから、引き続き、路上喫煙防止指導員の巡回により喫煙所の外で喫煙する者を含む路上喫煙者に対してルール・マナーを周知するととともに、注意・指導を行ってまいります。</p> <p>路上喫煙の禁止エリアにつきましては、通行状況の調査等の実態確認を行うとともに、重点区域の変更、拡大の必要性等について、引き続き検討してまいります。</p>	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
6	高齢者を支える仕組みづくりが丁寧に整理されており、現実的な課題認識だと感じた。高齢者を「担い手」「知の資源」として位置づける章立てや施策例を明示し、地域活動・子育て・防災などへの参画を前提とした高齢期像を、より積極的に描くことを提案する。	<p>今後、少子高齢化・人口減少が進行し、超高齢社会や「人生100年時代」を迎えていく中においても、高齢者が住み慣れた地域や自らが望む場で、自身が培って来た知識や経験を活かしながら、安心してすこやかに暮らすことができるよう、いきがいづくりや社会参加、健康づくりや介護予防等の取組を推進し、高齢者のセルフケアを促すとともに、自身のライフプランを考え、予め備えを行うことができるよう、普及啓発や必要な取組を着実に進めてまいります。また、介護予防につなげ、望まない孤独や社会的孤立を防ぐことはもとより、地域における多世代交流の活性化や災害時における共助の取組を強化するためには、高齢者をはじめ、地域住民が日頃から支え合い、助け合える関係を構築しておくことが重要であると考えております。</p> <p>こうしたことを踏まえ、「地域包括ケアシステムの推進」や「高齢者の地域共生の推進」に係る施策だけではなく、各関連施策とも連携しながら、住民の主体的な活動や多様な主体による相互連携、地域資源の活用等を通じ、地域の「つながりづくり」や地域活動の担い手の確保等を推進してまいります。</p>	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
7	川崎市は、10 年後に 159 万人になり、人口増となっており、20 年後も 156 万人と、まだ今より多いとされている。10 年後も 20 年後も高齢者の比率は高く、その割に現役世代優先の政策が強調されているが、現役世代も順次高齢化します。ゆたかな老後がおくれる川崎市こそ川崎市がめざすべき施策ではなか。川崎市が率先して高齢者対策を推進していただきたい。	<p>第 4 期実施計画期間において、少子高齢化・人口減少の進行への対応については、重点的に取り組むべき課題であり、今後、超高齢社会や「人生 100 年時代」を迎えていく中で、高齢期の暮らしを豊かなものにすることができるよう、生きがいづくりや社会参加、健康づくりや介護予防等の取組を推進し、高齢者のセルフケアを促すとともに、自身のライフプランを考え、予め備えを行うことができるよう、普及啓発や必要な取組を着実に進めてまいります。</p> <p>また、虚弱（フレイル）や要支援状態に陥ったとしても、適切な介護予防ケアマネジメントのもと、リハビリ、生活支援、他者との交流等を通じ、可能な限り、要介護状態への移行を防止するとともに、認知症についても、希望を持って自分らしく暮らし続けられるよう、早期からの支援や気づきを促すこと等を通じ、生活状態の維持・改善を図ってまいります。</p> <p>さらに、要介護状態へ移行したとしても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、質の高い介護サービスの提供に向か、必要な介護基盤の整備、介護人材の確保・定着、介護事業者の運営支援・指導等を行ってまいります。</p> <p>こうした取組を通じ、高齢者施策の充実を図ることで、市民が高齢期を迎ても、自分らしく豊かな生活を継続できるよう努めてまいります。</p>	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
8	障害者のグループホームについて、市外に行かなければならなかつた人の分も含めて数と予算を立てほしい。また、生活を送るという事は、住まいだけではすます、日中活動の場や訪問看護、ヘルパーなど生活にかかる分野のサービスも同時に向上させる必要があることを理解していただきたい。	障害のある方の状態・状況やライフステージ、支援ニーズの増加・多様化等に対応するとともに、地域バランス等を考慮しながら、グループホームや各障害福祉サービス事業所の整備・確保等に取り組んでまいります。	D
9	生活を送る上で、障害のある方のほうが、カウンセリングの必要がある。制度を新たに作ってほしい。	<p>本市では、現在、障害のある方などの個々の状態・状況やライフステージの変化から生じる多様なニーズに対応できるよう相談支援に取り組んでおり、1次相談（障害のある方などのすべてに対応）、2次相談（専門的な相談支援に対応）、3次相談（より高度な調整・支援等に対応）により、総合的かつ重層的な相談支援を行っております。</p> <p>また、このうち、2次相談機関である各区地域みまもり支援センターや3次相談機関である地域リハビリテーションセンターにおいては、障害のある方を含め、生活面や心理面に関する各種の不安や悩み等に対し、心理職をはじめとする専門職が相談者に寄り添った対応を行っております。</p> <p>今後、次期実施計画期間においても、障害がある方等からの相談にきめ細やかに対応し、必要な情報提供やサービス事業者との調整等を行うとともに、地域の関係機関と連携しながら、相談支援の充実を図ってまいります。</p>	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
10	<p>施策1－4－5「健康づくりの推進」における「現状と課題」及び「計画期間の主な取組」について、「健康意識」という文言では、漠然と健康を意識するだけにとどまるため、「リテラシー：特定の分野に関する知識や、それを適切に理解・活用する能力」という文言を採用いただきたい。市民は、「医療資源の有限性」、「適切な医療保険制度の活用」など、市民自らが課題を考え、「健康」でいることの必要性を感じた上で係る啓発活動を行っている。ゆえに、健康意識ではなく、「健康リテラシー」とされることが適當と考える。</p>	<p>今後、更なる高齢化の進行等に伴い、医療・介護需要が増大し、医療費・介護給付費も上昇傾向が続くことが想定される一方、生産年齢人口の減少に伴い、医療・介護分野における専門人材の確保が一層厳しさを増し、限りある医療・介護資源に掛かる負担も増大することが見込まれます。</p> <p>こうした中、医療・介護を取り巻く状況を市民に理解いただき、健康づくりをはじめとするセルフケアを促すことが重要であると考えております。</p> <p>また、市民のセルフケアを促進するためには、健康意識の向上に向けた取組はもとより、自ら実践すべきことや、その必要性を理解いただくことが重要であり、市や民間企業、各関係団体等が協働・連携しながら、そのための環境づくりや必要な支援、下支え等を行っていく必要があります。</p> <p>こうした認識のもと、第4期実施計画（素案）の内容をまとめてまいりましたが、よりそうした内容が市民や市内で活動されている民間企業、各関係団体の皆様等に伝わるよう、次のとおり内容を改めます。</p> <p>【現状・課題】</p> <p>旧：「市民一人ひとりの健康意識を高め、更なるセルフケアの取組につなげる」</p> <p>新：「市民一人ひとりの健康意識を高め、自ら実践すべきことやその必要性等に対する理解を促し、更なるセルフケアの取組につなげる」</p> <p>【事務事業（健康づくり事業）の取組内容】</p> <p>旧：「市民の自発的な健康づくり・習慣化の促進に向け、」</p> <p>新：「市民の健康意識の向上、自ら実践すべきことや必要性等に対する理解の促進、健康づくりの取組の習慣化に向け、」</p>	A

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
11	施策1－4－5「健康づくりの推進」における「現状と課題」について、医療資源を有効活用するには、新たな治療法等を確立する企業や大学の参画も必要不可欠であり、「ヘルスケア産業の活性化」という文言を追記すべき。川崎には、キングスカイフロント、新川崎などライフサイエンス分野を牽引する場所がありますし、ヘルスケア含めあらゆる分野を牽引する企業がたくさん存在する。	ヘルスケア産業の活性化に向けては、企業や大学等による新製品・技術開発やその普及促進を支援する「ケアイノベーション」を推進（施策4-1-1）するとともに、世界最先端のライフサイエンス分野の研究開発拠点であるキングスカイフロントにおいては、新産業の創出や研究成果の実用化（施策4-2-1）に取り組んでいます。引き続き、スタートアップ企業の集積・成長や拠点内外の連携を進め、研究成果の実用化に取り組んでまいります。	D

(3) 基本政策2に関するここと

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	<p>子育て支援が他市と比べて少ないと感じる。若い世帯で子育てをし、子どもを産んでも、川崎市の保育園に入れられず民間に預けている人もまだいる。金額も高いし、安心して預けられるか不安もあると思う。出産や通院費も生まれてからではなくその時に無償で診療や出産できてもよいと思う。</p> <p>(同趣旨 他3件)</p>	<p>子ども・子育て施策は、全国一律の基準により実施されるべき子どもの医療費や保育料等、子育て支援の基盤となる行政サービスと、地域の実情に応じた自治体ごとの創意工夫の取組が組み合わさることで効果的なものになると考えています。</p> <p>本市では、待機児童対策や、保育・子育て総合支援センターの整備をはじめとした切れ目のない相談支援体制の構築等を進めてきたところであり、現在策定中の「第3期川崎市こども・若者の未来応援プラン素案」では、ライフステージごとの支援策について、市民の皆様に分かりやすい形でお伝えするものとして「かわさき子育て応援パッケージ」をお示ししたところです。</p> <p>御指摘いただいた他自治体の動向についても承知しておりますが、子育て支援の基盤となる行政サービスについては国への要望を継続しながら、今後も、地域の実情や社会環境の変化に対応した子育て支援に総合的に取り組み、安心して子育てできる環境づくりを進めてまいります。</p>	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
2	子育て世帯への、所得制限なしの給付金を実施してほしい。子育てアプリの強化は不要。そんなことにお金を使うなら一刻も早く、東京都と同水準の給付金を実施してほしい。川崎市 HP から情報を取ってくるので、アプリの維持管理費用をそのまま給付金に充当してほしい。	<p>子ども・子育て施策は、全国一律の基準により実施されるべき子どもの医療費や保育料等、子育て支援の基盤となる行政サービスと、地域の実情に応じた自治体ごとの創意工夫の取組が組み合わさることで効果的なものになると考えています。</p> <p>本市では、待機児童対策や、保育・子育て総合支援センターの整備をはじめとした切れ目のない相談支援体制の構築等を進めてきたところであり、現在策定中の「第3期川崎市こども・若者の未来応援プラン素案」では、ライフステージごとの支援策について、市民の皆様に分かりやすい形でお伝えするものとして「かわさき子育て応援パッケージ」をお示ししたところであり、「かわさき子育てアプリ」につきましても、各種申請・届出やイベント申込など便利な機能を実装することで、子どもを産み育てるすべての家庭が日常使いのツールとしてアプリを活用し、楽しく子育てできるようリニューアルを行ったところです。</p> <p>御指摘いただいた他自治体の動向についても承知しておりますが、子育て支援の基盤となる行政サービスについては国への要望を継続しながら、今後も、地域の実情や社会環境の変化に対応した子育て支援に総合的に取り組み、安心して子育てできる環境づくりを進めてまいります。</p>	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
3	<p>施策2－1－1「子ども・子育て支援の推進」について、川崎市では令和4年以降「待機児童数ゼロ」を継続しており、一定の成果を上げていることは評価できるが、「待機児童」という概念は行政側の視点に過ぎず、当事者の視点に立てば「保留児童」こそが生活に直結する課題。保留児童は以前と比べ減少傾向にあるものの、依然として千人規模で推移しており、希望する（通園時間や距離が現実的な）園に入れず、復職を断念する家庭が後を絶たないことは十分に承知されているはずである。それにもかかわらず「現状と課題」においては、こうした保留児童に関する記述が一切見受けられない。希望がかなわず苦しんでいる家庭が数多く存在する中で、これに触れず、単に保育所需要の減少傾向のみを強調する記述は、当事者意識を欠いたものと言わざるを得ない。保留児童の完全な解消は困難としても、実態をより詳細に分析し、少しでも減少させることができ、計画上、主な取組とされている「保育・幼児教育の提供体制確保事業」に求められる重要な役割のはず。川崎市として保留児童の課題認識を有しているのであれば、その旨を明確に記述することを求める。</p>	<p>本市における就学前児童数は、平成29（2017）年以降、減少傾向にあり、地域や年齢によっては定員に空きが生じている保育所等があるほか、令和7（2025）年4月時点の保育所等利用申請者数も、統計開始以降初めて前年度比で減少となっているものの、保育所等の利用ニーズは依然高止まりしており、医療的ケアが必要な児童や外国籍の児童など多様な保育ニーズへの対応も求められていることから、今後の推移を注視しながら、長期的に持続可能な保育・幼児教育の提供体制を構築する必要があると考えております。</p> <p>内定保留となった方に対しましては、アフターフォローとして空きがある保育所等の情報提供を行い、随時利用調整を実施しているところでして、各家庭の状況や希望などを丁寧に伺いながら、利用可能な施設、サービスとのマッチングを行っております。</p> <p>今後につきましても、既存の保育資源の活用を前提としながら、保育所等の新規整備を行う際には、より限定的に地域設定を行うなど、就学前児童数の減少に適応した保育・幼児教育の適切な提供体制を確保するとともに、多様なニーズに対応した保育人材の確保や待遇改善等により保育・幼児教育の質の維持・向上に努めるなど、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりの観点から、保育・幼児教育施策を含め、総合的に子育て支援施策を推進してまいります。</p>	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
4	<p>施策2－1－1「子ども・子育て支援の推進」における成果指標「子育てについて気軽に相談できる人（場所）が身近にいる（ある）保護者の割合」について、この指標は一見すると有意義だが、現状値・目標値ともに現実的とはいえない高い数値であり、サンプリングバイアスによる実態との乖離は明白である。当該指標の出典は、いわゆる子育て支援施設の利用者アンケートであり、統計的に看過できない不適切さを含んでいる。施設利用者に「相談できる場所があるか」と問えば、数値が高くなるのは自明である。都合のよいデータによる自己評価は、市民の信頼を損なう結果を招く。川崎市が真に子育てしやすいまちを目指すのであれば、実態を正確に把握し、その改善を成果として評価する姿勢が求められる。そのためにも、指標の出典を「全保護者を対象」としたアンケート調査に切り替えることを求める。乳幼児健診等の機会を活用すればコストもかからず容易に実施できるはず。</p> <p>なお、行政が真に向き合うべきは、施設に足を運ぶ余裕もない孤立した層であり、この層を可視化するためにも、適切な指標設定が不可欠。</p>	<p>成果指標「子育てについて気軽に相談できる人（場所）が身近にいる（ある）保護者の割合」につきましては、各施設の取組を充実させることで子育てを気軽に相談できる環境づくりを一層進めていく観点から、各施設の利用者満足度と併せて本指標の調査を行うこととしたのですが、実態をより正確に把握することは重要と認識しておりますので、今後、より適切な成果指標設定について検討してまいります。</p>	C

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
5	<p>施策2－1－1「子ども・子育て支援の推進」における成果指標「ふれあい子育てサポート事業の延べ利用者数」について、福田市長の公約として、当該事業の大幅なリニューアルと使いやすさの向上が掲げられているにもかかわらず、目標設定が低すぎる。その根拠として、未就学児童の減少を想定しているようだが、「総合計画改定に向けた将来人口推計」では、0～4歳人口は今後10年間増加する見込みである。一方、「第3期川崎市こども・若者の未来応援プラン素案」では毎年減少する推計となっており、整合していない。同じ川崎市の推計でありながら、この矛盾は看過できない。また、仮に未就学児が減少するにしても、隣接する横浜市とも大きな差があり、これは潜在的なニーズに川崎市の仕組みが応えられていない証左である。この目標値ではやる気のなさを表明するに等しい。目標の大幅な上方修正を求める。加えて、現状の指標は延べ利用者数のみであり、対象となる子育て世帯のうち、どの程度が利用しているのかという利用率が不明確。利用率を把握しないままでは、事業の実効性や公平性を評価することはできない。仮に目標を修正しないのであれば、当事者が納得できる合理的な「目標値の考え方」を明記いただきたい。</p>	<p>「ふれあい子育てサポート事業」につきましては、この間、広報の強化や利用予約・実績報告のオンライン化による利便性の向上等、より利用しやすい制度へのリニューアルに向けた検討を進め、これらの内容が具体化したことから、御意見も踏まえ、より適切な目標値について検討を行い、数値を修正します。</p> <p>旧：12,448人以上（R11年度） 新：23,788人以上（R11年度）</p> <p>人口推計につきましては、現在策定中の「第3期川崎市こども・若者の未来応援プラン」素案では5年間の短期間の推計であり「コーホート変化率法」を用いた各年4月1日時点の数値である一方、「総合計画改定に向けた将来人口推計」は45年間の長期間の推計であり「コーホート要因法」を用いた各年10月1日時点の数値であることから、推計値は一致しないものですが、今後につきましても、人口動態や各事業の利用状況等を注視しながら、多様なニーズ的確に対応できるよう各施策を展開してまいります。</p> <p>また、利用率については、御指摘のとおり、利用実態の正確な把握は、事業を推進する上で重要と認識しておりますので、今後も適切な把握に努めてまいります。</p>	A

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
6	認可保育園に、いつでも預けたいときに入所できる仕組みにしてほしい。職員の処遇改善を図ってほしい。	<p>本市における就学前児童数は、平成 29（2017）年以降、減少傾向にあり、地域や年齢によっては定員に空きが生じている保育所等があるほか、令和 7（2025）年 4 月時点の保育所等利用申請者数も、統計開始以降初めて前年度比で減少となっているものの、保育所等の利用ニーズは依然高止まりしており、医療的ケアが必要な児童や外国籍の児童など多様な保育ニーズへの対応も求められていることから、今後の推移を注視しながら、長期的に持続可能な保育・幼児教育の提供体制を構築する必要があると考えております。</p> <p>内定保留となった方に対しましては、アフターフォローとして空きがある保育所等の情報提供を行い、随時利用調整を実施しているところでして、各家庭の状況や希望などを丁寧に伺いながら、利用可能な施設、サービスとのマッチングを行っております。</p> <p>希望する入所月に入所しやすくなるための仕組みづくりにつきましては、依然として保育所等の利用ニーズは高止まりしていることから、今後の保育ニーズの動向や利用調整への影響など、総合的に判断をしながら研究する必要があると認識しております。</p> <p>今後につきましても、既存の保育資源の活用を前提としながら、保育所等の新規整備を行う際には、より限定的に地域設定を行うなど、就学前児童数の減少に適応した保育・幼児教育の適切な提供体制を確保するとともに、多様なニーズに対応した保育人材の確保や処遇改善等により保育・幼児教育の質の維持・向上に努めるなど、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりの観点から、保育・幼児教育施策を含め、総合的に子育て支援施策を推進してまいります。</p>	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
7	妊娠期から切れ目のない子育て支援という方向性は、安心のふるさとづくりの中核として妥当だと感じる。支援メニューを一律に拡充するだけでなく、保護者が「何を重視するか」で選べるポイント制・選択制支援の導入を検討し、多様な子育て観に対応できる柔軟性を持たせることを提案する。	<p>安心して子育てできる環境づくりに向けては、幅広い世帯を対象とした妊娠・出産期～学齢期を通じたライフステージごとの支援策のさらなる充実を図る中において、個別的ニーズに柔軟に対応していく視点を持つことが重要と考えております。</p> <p>本市におきましては、これまでも、母子保健や保育・幼児教育など、妊娠期から出産・子育て期といったライフステージの変化に応じた多様な施策の提供を通じて、行政や関係機関が子どもや保護者に寄り添い、各家庭の個別の状況に応じ、必要に応じて支援策に繋げているところです。今後につきましても、誰もが気軽に相談・サポートを受けられる環境づくりや課題を抱えることを早期に発見し支援に繋げるしくみづくりなど、安心して子育てできる環境づくりを総合的に進めてまいります。</p>	D
8	子どもたちの居場所（わくわくプラザ・学童保育）を充実してほしい。朝もボランティア頼みではなく、市が責任をもって実施する仕組みで実現してほしい。	<p>子どもを取り巻く家庭や地域の環境が変化する中で、子どもが年齢に応じて安心して過ごせる居場所を持ち、さまざまな人との関わりや体験を通じて、自分らしく成長できるよう取り組んでいくことが重要と考えていることから、安全・安心な居場所としてのこども文化センター・わくわくプラザの着実な運営とともに、子どもの主体性や価値観を大切にするとともに、発達段階に応じた居場所づくりの取組を進めます。</p> <p>また、小学校の朝の居場所づくりについては、地域の方の御協力もいただきながら、児童が安心して過ごすことができる仕組みづくりを今後検討していきます。</p>	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
9	<p>福田市長は、いわゆる全国学力テストの教科平均点の結果で、川崎の子どもたちが1番になるべきだとしか聞こえない発言をしている。このような発言を自治体の首長がすることで、これまで、教育現場を追い込み混乱させ、教師と子どもたちを「学力競争」に追い込んだ弊害が生まれている。施策2－2－1で、「子ども主体の学びの推進」という言葉を掲げているが、福田市長の発言は、これらに反している。</p> <p>毎年実施している小学校4年生以上の川崎の学習状況調査も弊害をもたらすものであり、中止すべき。学校が教育産業の下請けになっているのではないか。</p>	<p>市学習状況調査は、対象を小学校4年生から中学校3年生までとして、毎年調査を実施することにより、個人の学習への適切なフィードバックを行うこと、同一集団の学習履歴を経年で把握するなどが可能になり、このように把握した学習履歴を分析し、GIGA端末を活用しながら、指導の改善や教育施策の立案に生かすことで、個別最適な学びや、全ての子どもが「わかる」授業に取り組んでいるものです。</p>	D
10	不登校児童への支援充実は取り組むべきことだが、そもそも、不登校児童を生み出さない取り組みの強化を具体化してほしい。	施策2－2－3「一人ひとりの教育的ニーズへの対応」の「共生・共育推進事業」に記載のとおり、「かわさき共生＊共育プログラム」を実践し、不登校の未然防止を図っていくことを掲げており、今後も引き続き、未然防止も含めた総合的な不登校対策を推進していきます。	B
11	<p>教職員の働き方について、サポートを充実していくのは、とても大切なことだと思うが、学区内の方はダメなど制限があり思うようにサポートができない。制限の見直しが必要。</p> <p>計画は、とてもいいものだとは思うが、現場の意見をもっと聞いて、始めてほしい。現場はとても混乱している。</p>	<p>教職員の働き方・仕事の進め方改革の推進において、地域住民等との連携は重要なものと考えておりますので、学校運営や必要な支援に係る課題等について、学校運営協議会等の場で共有し、改善に向けて地域と連携した取組を推進してまいります。</p>	C

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
12	全市立学校体育館等への空調導入を、スピード感をもってすすめていただきたい。現状及び令和8（2026）年度、令和9（2027）年度、令和10（2028）年度の設置計画はどうか。	今年度から着手している15棟の体育館への空調設備の整備につきましては、令和8年度に8棟、令和9年度に7棟整備します。 その他整備に着手していない155棟の体育館等につきましては、令和11年度末までに整備するもので、令和9年度に35棟、令和10年度に60棟、令和11年度に60棟の整備を予定しています。	D
13	教員の働き方改革について、残業代の問題だけでなく、過重労働問題をどう解消しようとしているのかが、繫々の課題ではないか。	学校意見や国の方針などを参考に、「未来を育むサポートプログラム（第3次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針）」を策定中であり、当該方針に基づき業務負担の軽減など、教職員の働き方改革を総合的に進めてまいります。	C
14	「朝の居場所」や地域との会議に出席するため、教員の登下校を2～3時間ずらすなど、教員の勤務時間のフレキシブル化を進めてほしい。校長が、この選択肢を持つ事で、教員の働く時間を短縮できると思う。	会議や行事等の学校業務都合に合わせた勤務時間の変更につきましては、令和7（2025）年4月から、規定の勤務時間から2時間の繰り上げ及び繰り下げ（高等学校定時制は2時間半の繰り上げ）を可能とする改正を行いました。また、個人都合による時差勤務の試行実施も令和6（2024）、7（2025）年度に行い、希望する学校では業務に支障のない範囲で実施するなど、本格実施に向けて検討を進めております。 教員の勤務時間につきましては、柔軟な働き方の実現に向けて、様々な取組を行っておりますので、引き続き学校現場に周知してまいります。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
15	小学校に関しては、家庭科室等の特別教室の空調を導入すべき。 6月～10月の授業が難しい状況。	特別教室につきましては、空調設備未設置の教室に対して、スポットクーラーを配置し、早急かつ着実な環境改善を図ったところです。 現在、普通教室や特別教室などに設置した既存の空調設備が更新等の時期を迎えており、学校施設長期保全計画に基づく再生整備に併せた空調設備の整備のほか、これらの空調設備の一斉更新等の事業を令和10（2028）年度にかけて進めているところで、空調設備が整備されていない特別教室についてもこの期間に併せて整備する予定です。	C
16	小学校の教員数が少なく、児童の教育に支障が出ている。特別支援学級以外にも勉強面、生活面でのサポートの必要な児童は多く、学習サポーターやボランティアの力を借りざるを得ない。教育の採用と育成に力を入れるべきである。	全国的な教員不足の影響は本市でも例外ではなく、人材確保が困難な状況が続いているますが、まずは年度当初の欠員の解消に向けて計画的な採用活動を進めております。また、また、本市では川崎市教職員育成指標を定め、同指標に基づいた研修計画により、教職員の人材育成を行っておりますので、引き続き取組を進めてまいります。	B
17	教職員の不補充を今すぐ解決してほしい。	全国的な教員不足の影響は本市でも例外ではなく、人材確保が困難な状況が続いているが、教員の未充足の解消に向け、まずは年度当初の欠員解消への取組を優先的に進めてまいります。	B
18	小学生の朝の居場所づくりについて、始業前の対応は、教員などが行うのか。地域の住民にボランティアを募るのもよいと思う。	小学校の朝の居場所づくりについては、教職員の新たな負担となることがないようにするとともに、地域の方の御協力もいただけるような仕組みづくりを今後検討していきます。	C

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
19	朝の居場所地域の人材とは何か。ボランティアの方に全て委ねてしまうのか。責任はどこにあるのか。	小学校の朝の居場所づくりについては、地域の方の御協力もいただきながら、児童が安心して過ごすことができる仕組みづくりを今後検討していきます。	D
20	「みんなの校庭プロジェクト」について、小学校等の校庭を使用しているものの、学校側はノータッチ、他の活動をしている事業所に丸投げというのは、いかがなものか。	<p>みんなの校庭プロジェクトについては、学校施設を利用していますが、放課後の遊び場を提供するため、学校運営の妨げにならない範囲で子どもたちに校庭を開放する仕組みです。</p> <p>基本的に”場”的開放ですので、行政が子どもたちの遊びを管理するものではありませんが、大きなケガなどの対応については放課後に同じ学校敷地内で行っているわくわくプラザの指定管理業務の中に対応を盛り込むことで子どもたちが安心して過ごせるようにしています。</p>	D
21	小学生の朝の居場所づくりについて、令和8（2026）年度から順次拡大ということだが、初年度は何か所を予定しているか。また、翌年以降、何か所ずつを計画しているのか。1か所あたりのスタッフ数やどのような人をどのように採用、委託、配置する計画なのか。	小学校の朝の居場所づくりについては、教職員の新たな負担となることがないようにするとともに、地域の方の御協力もいただけるような仕組みづくりを今後検討していきます。	D
22	未来を担う人材育成を重視している点を評価する。若者委員会やワークショップを単発で終わらせらず、一定期間継続して政策形成に関わる「若者市政フェロー」制度の導入を提案します。	<p>本市におきましては、いわゆる「若者市政フェロー」制度の実施はしておりませんが、子ども・若者の声を市政に届ける仕組みとして、18歳以下の子どもたちが中心になって話し合う「川崎市子ども会議」を定期的に開催しております。毎年、取りまとめた子どもの声を市長に提案しています。また、子ども・若者が本市に対して感じていることを聴き、より良いまちづくりの参考とするため、「子ども・若者の“声”募集箱」を常設しています。</p> <p>引き続き、これらの取組を推進してまいります。</p>	D

(4) 基本政策3に関するこ

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	温室効果ガス排出量は、川崎市には工場が多いなどの特殊要因を除くとどうなるのか。事業者、家庭など、それぞれどの程度削減すればよいのか示していただきたい。また、家庭では具体的に何をどう取り組めばよいのか広報、周知して頂けるとよいと思います。	市域の温室効果ガスについては、令和4（2022）年度実績で約2,000万t排出しており、その内訳としては、主に産業系が75%、民生系（家庭部門・業務部門）が16%、その他で9%となっております。削減目標については、令和12（2030）年度までに、平成25（2013）年度比で工場などの産業系が▲50%以上、家庭やオフィスなどの民生系が▲45%以上としています。また、普及啓発の実施にあたっては、市民の皆様に具体的に取り組んでいただけるよう、分かりやすくきめ細かい広報や周知に努めてまいります。	D
2	再生可能エネルギーの普及促進について、創エネの観点が不足しているのではないか。太陽光パネル設置義務化に伴い、工場や新設・改築の高層ビル、マンションなどへも拡大できないか。等々力緑地の再編整備での新設設備の上に太陽光パネルを設置できないか。また、多摩川を活用して、低落差大水量の発電所を作ることはできないか。	本市では、工場やマンションなど施設用途に関わらず、新築、増築又は改築する大規模建築物等を対象とし、太陽光発電設備の設置等を義務付ける制度を令和7（2025）年4月から運用を開始しており、再生可能エネルギーの普及を促進しております。高度に市街地化した本市の特性から再エネのポテンシャルとしては太陽光の利用が重要と考えております。 等々力緑地において再編整備事業を進める上でも、地球環境への配慮は大変重要と考えていることから、太陽光パネルの設置の可能性について検討しているところです。 多摩川については、国が管理する一級河川であり、発電施設を河川敷に設置するには、国からの許可が必要となります。また、河川敷地の占用には、治水、利水及び環境に係る機能が総合的かつ十分に維持される必要があり、河川敷への設置には、治水安全上、多くの課題があるものと考えております。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
3	脱炭素と市民の生命・健康を同時に守る視点が示されている点を評価する。猛暑対策、熱中症対策、都市緑化を健康政策として横断的に整理し、環境部局と福祉・医療部局の共同施策として明示することを提案する。	<p>本市の地球温暖化対策推進基本計画では、「気候変動に適応し安全で健康に暮らせるまち」として、「熱中症対策の推進」や「感染症対策の推進」、「暑熱対策の推進」などの施策を位置づけており、関係機関や府内関係部局等が横断的に連携しながら、気候変動に対して取り組んでおります。</p> <p>また、気候変動による市民の健康被害への対応としては、環境局・健康福祉局・消防局の3局が連携し、市民の皆様への予防方法の周知、注意喚起、普及啓発等を行っております。今後も暑熱対策の適応策を含め、関係部局等において連携しながら対策に取り組んでまいります。</p>	D
4	脱炭素社会実現に向けて、市役所が率先して、省エネルギーの徹底や、再生可能エネルギーの導入を進めていることは重要なことだと思う。	川崎市役所は、市内全事業者の中でも多くの温室効果ガスを排出しておりますので、自らが率先して、照明のLED化などの省エネの取組や、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーを導入するなど、温室効果ガス排出量の削減を進めてまいります。	B
5	新規建築物の太陽光設備設置義務化以降、新規建築物の太陽光発電設置が増えていることはいいことだが、既存住宅への太陽光発電設置がなかなか進んでいないよう思う。その原因分析、対策ということを検討してもらいたい。	既存住宅への太陽光発電設置が進まない背景には、初期費用負担や情報不足などの課題があると認識しています。正確な情報提供や普及支援を通じて不安解消を図り、既存建築物も含め市域全体での再生可能エネルギーの導入を引き続き推進してまいります。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
6	太陽光発電設備が設置されて、設備の処分問題が今後出てくると思う。地球温暖化対策に先進的に取り組んでいる川崎市としては、今後廃棄されるものを少なくしていく必要がある。太陽光発電に対するマイナスイメージを少なくして、太陽光発電設置を広めていくためにも、リサイクル義務化は重要だと思う。	令和7（2025）年4月から太陽光発電設備の設置義務化を開始したところであり、今後、廃棄量の増加が見込まれることから、太陽光発電設備のリサイクルへの対応は重要であると認識しております。 市といたしましては、国において検討が進められているリサイクル制度の動向を踏まえつつ、廃棄物処理業者と連携しながら、適切にリサイクル等が行われるよう取り組んでまいります。	D
7	二酸化炭素 2030 年までに 50% 削減の取り組みを本気で市民にも企業にも示すべき。対策の中心は、温室効果ガスの削減だが、川崎市は政令市で最も温室効果ガスを排出している街で、残念ながら断トツのワースト・ワン。気候変動対策での川崎市の責任は重大。気候変動問題は、未来への責任としても最大かつ緊急課題だと思う。 施策 3-1-1「脱炭素化の推進」における成果指標「市域の温室効果ガス排出量の削減割合（2013 年度比）」について、有効な削減対策がなく、設定に無理がある。川崎の二酸化炭素排出の大半は、臨海部の工業地帯からであり、火力発電所が大部分を占めている。もう火力発電に頼る時代は終わっているはず。これをどう転換するかを川崎市として、市民にも明らかにし、市民にも企業にも、明確な数値を示し、そこにむかって、全市をあげて、産業界も市民も努力すべき。「2050 年カーボンゼロ」のためには、太陽光発電などに切り替えるしかない。	本市の地球温暖化対策推進基本計画において、令和 12（2030）年度削減目標として平成 25（2013）年度比で市域の温室効果ガス排出量を▲50%、将来ビジョンとして「2050 年の市域の温室効果ガス排出量実質ゼロ」を位置づけており、令和 12（2030）年度の目標達成に向けては、ほぼ計画通りに進捗しております。 「2050 年温室効果ガス排出量実質ゼロ」という高い目標の実現に向けては、本市の特性から臨海部エリアにおけるカーボンニュートラルに向けた取組として、令和 12（2030）年度以降熱エネルギー等への対応が極めて重要であると認識しております。そのため、次期温暖化対策推進基本計画の改定作業の中では、新たな目標や熱エネルギー等への課題など、事業者の皆様ともしっかりと連携しながら、検討を進めてまいります。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
8	このほど公開された『みどりの将来像（案）』における持続可能な未来像が、まだ概念（イメージ）ではあるものの、SDGs の捉え方としても、これまで取り上げて来なかったウェディングケーキ型を基本とし、環境や生態系を保全することが基盤であるべきとする、貴重な指針となり得るものと感じている。『川崎市総合計画』の改定においても、この『みどりの将来像』に繋がっていくものとして、環境や SDGs のまちづくりに配慮していくことを望む。	<p>現在策定中の「みどりの将来像」は、緑の基本計画をはじめとする関連計画の上位概念として位置付け、総合計画と整合を図りながら、各関連計画は「みどりの将来像」を踏まえて策定することとしています。</p> <p>将来像の実現に向けた取組にあたっては、地球環境や SDGs などの関連計画とも整合を図りながら、一体的に推進し、分野横断的に多様な主体と連携しながら取り組んでいきたいと考えています。</p>	C
9	緑化フェアによって新たに増加したボランティア団体数は確認できているか。	<p>緑化フェアのボランティア登録は個人単位で行っており、フェアボランティアによる新たな団体の結成はされてはおりませんが、登録者のうち、引き続きみどりの活動に関する情報提供を希望された方々には、定期的に情報提供を行い、フェア後も、植樹祭や地域での花壇活動、公園でのボランティア活動に参加していただいております。</p> <p>今後も、緑化フェアにボランティアとして関わった方々と既存団体との協働した活動を積み重ねることで、新たな担い手の育成や団体への参加促進につなげてまいります。</p>	D
10	等々力緑地の開発は、費用を抑えつつ、川崎の象徴となるような施設を作ってほしい。人がつどい交流する開発に賛成。	等々力緑地再編整備事業は、等々力緑地が日常的に賑わう地域の核となる空間となるよう、市民サービスや利便性の向上、新たな魅力・価値の創出を図ることが重要と考えておりますので、事業費の精査について徹底しながら今後も着実に等々力緑地再編整備事業を進めてまいります。	C

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
11	<p>「総合計画改定素案」においては、市民生活でのみどりの役割を重視している。このような川崎市のみどりの役割や位置付けに大いに賛同し、一市民としてもみどりの施策に協働し役割を果たしたいと思うところだが、身近な緑地での施策は市の方針と全く整合性がないものであると感じている。</p> <p>等々力緑地の最大の魅力である樹木が1,000本も伐採されることに心を痛めている。何のために伐採するのかもいまだに説明がない。「みどりのKAWASAKI宣言」のめざす未来と矛盾するのではないか。</p> <p>半世紀に亘り育った樹林地は、様々な生物との共生環境を作り上げている。樹木を切れば動植物の生息環境を奪ってしまうことになり、その意味でも樹木の伐採は避けなければならない。</p> <p>市も事業者も長年育った樹木を最大限に生かした緑地再生を考えるべき。人口が密集する川崎市で市民が緑の中で憩い自然と触れ合う空間は、市民の豊かな生活に欠かせないものであり、そこに必要な資金を使うことは無駄にも浪費にも当たらない。</p>	<p>等々力緑地再編整備事業では、緑地と水辺は、可能な限り現位置で保全するとともに、生物多様性に配慮した良好な緑地環境を創出する方針です。</p> <p>現在、公園の魅力向上、公園利用における安全性、利用しやすさ、防災機能の確保、老木の管理などを総合的に勘案し、緑地の再配置も含めて土地利用を検討しており、高さ3m以上の既存樹木約990本の伐採が生じる見込みですが、伐採が生じた本数以上に新たな樹木約1,800本を植栽する計画です。</p> <p>また、現在整備内容の見直しを実施しており、現時点での想定として、高さ3m以上の既存樹木の伐採本数は、現計画からさらに100本から約200本減少する可能性があり、引き続き、適切な伐採、新植、移植、保存方法について、検討してまいります。</p> <p>植栽等に当たりましては、既存の樹林地、水辺などの自然環境を活かした緑地全体の植栽計画を立案し、川崎市緑化指針に基づき、緑化面積率30%以上を確保するとともに、釣池周辺及び、釣池の中島につきましては、樹林地や多摩川等、周囲と連携した鳥類などの生物の生息空間の保全に配慮した取組を進めてまいります。</p> <p>今後について、「みどりのKAWASAKI」宣言の実現に向けた目標とするため現在策定中の「みどりの将来像」や、「緑の基本計画」の改定に向けた考え方を踏まえながら、安全・安心で魅力あふれる公園を目指し、取組を進めてまいります。</p>	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
12	<p>日常的に賑わう空間にすることは、市民が緑地に求めていることなのか。人を集めたいのは企業が公園を稼ぐ場にするためではないか。</p> <p>会社が利益を求めるることは当然のことだが、公共の空間である緑地を31年間も企業に管理運営をまかせることは間違っている。</p>	<p>等々力緑地再編整備事業では、民間事業者のノウハウやアイデアを最大限活かし、施設の有効活用による魅力向上や新たな公園サービスの提供、収益還元等による財政負担の削減を見込むことが可能な事業手法により持続可能な公園経営を実現してまいります。</p>	D
13	<p>等々力緑地の再編整備は、市の緑化計画やみどりの将来像で謳われているみどりの理念を根底から否定するものである。</p>	<p>「みどりの将来像」の基本的な考え方である「緑のつながり」、「人のつながり」、「みどりを活かしたまちづくり」から、人と自然が共生し、自然と都市が共に成長し続ける幸福な社会の実現を目指しております。</p> <p>等々力緑地再編整備事業では、多摩川の連続性を活かし緑に覆われた空間や生き物の生息・生育拠点を維持・保全していくなど、生物多様性に配慮し、取組を進めつつ、多摩川に近く市街地にある等々力緑地で実施する施設整備や、事業者が実施するイベント、自由提案施設による機能導入や各テナントが行う取組により、公園緑地での市民協働による取組やかわさきフェアを契機とした市民や企業、団体、学校などの多様な主体と緑を通じて生まれた人のつながりをさらに広げ、さらに、緑地内の自然を活かした学習や体験や緑地による暑熱対策、釣池による雨水貯留などによるみどり活かしたまちづくりを進めるなど、まさに「みどりの将来像」を体現する先行事例になるものと考えておりますので、今後も着実に取組を進めてまいります。</p>	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
14	等々力緑地の再編整備事業に市民が参加できない仕組みを痛切に感じている。総合計画素案では、「市民との共同・共創によるみどりのまちづくり」の目標を掲げていますが、ボランティアはもちろん、計画や日常の運営段階から市民が参加できる機構をつくることを求める。	等々力緑地再編整備事業での市民との協働につきましては、多様な主体が連携し、公園の柔軟な活用や新たな魅力を創出することが重要と考えており、等々力緑地の特徴を活かした、自然学習や健康づくりなどについて、引き続き、かわさきフェアを契機とした市民や企業、団体、学校などの多様な主体と緑を通じて生まれた人のつながりをさらに広げつつ、地元町内会や市民ボランティア、スポーツ団体などと、取組を推進してまいります。	D
15	等々力緑地再編整備計画について見直してほしい。住民に整備計画を知らせる前に、業者との約束ができているような政策では、市民の意見を吸い上げ、市民のための政策にするということにはならないと思う。また、大量の樹木の伐採を伴う計画は、地球温暖化が進み都市の熱量が地方を脅かしている現状を考えると許されない。さらに自由提案施設を作らせ、多量のエネルギーを消費することは、地域の環境悪化になり SDGs 逆行している。等々力緑地内の再編整備としているが、子どもたちの遊べる面積の減少、地域住民に影響のある市道の狭さ、交通渋滞、子どもたちの安全など考慮されずに進められていることに怒りを感じる。	等々力緑地再編整備事業につきましては、民間活力導入によるサービスの向上や老朽化した施設のリニューアル、防災対策の充実、日常的な賑わいの創出、等々力緑地を取り巻く環境の変化等に対応していくために必要な事業だと考えております。 本事業について市民の皆様により広く知っていただくため、ホームページ上で再編整備計画及び事業説明会の資料等を公表するとともに、各施設の着工前には工事説明会を開催し効果的な事業の周知に努めてまいります。 引き続き、市民に親しまれる等々力緑地になるよう再編整備に取り組んでまいります。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
16	施策3－2－2「公園緑地等の整備」について、身近な公園の整備促進があるが、過去10年間で充足率はいくら改善したのか。その数値及びマップを表記してほしい。自然災害が頻繁に発生しているので避難場所としても早急に100%整備が必要ではないか。	<p>身近な公園の整備につきましては、「緑の基本計画」において小学校区を構成する町丁目の3分の2以上に公園が配置されるよう努めることとしており、この条件を満たしていない地区を優先配置地区としています。</p> <p>現行計画期間（平成30（2018）年～）において、公有地の転用や借地公園制度を活用するなどして、優先配置地区32地区のうち、3地区で未設置地区を解消しました。</p> <p>一方で、小規模で画一的な公園が多いなど課題もあることから、令和9（2027）年度に予定している緑の基本計画の改定の中で、公園の適正配置に係る立地、機能、規模を踏まえた再検討の深度化を図るとともに、公表方法等についても検討してまいります。</p>	D
17	施策3－2－2「公園緑地等の整備」について、「緑の基本計画」では令和9（2027）年度の樹林地の目標面積を300haとしているにもかかわらず、今回、令和11（2029）年度のアウトプットを258haとしたのはなぜか。過去8年間では目標値の1/3にも達していません。まだ2年残っているのでまずこれまでの実施計画を見直し、何が足りなかったのか、今後4年間で5ha増の成果を出すために、川崎市としてどのような方策を実施すべきか教えていただきたい。また、緑の総量をこれまで30%として来た目標値を記載すべきではないか。	<p>緑地保全面積につきまして、保全対象緑地は個人等の財産であるため地権者の同意が得られなかつたことなどにより目標面積に達していない状況となっております。</p> <p>総合計画における第4期実施計画の緑地保全面積の目標につきましては、近年の緑地保全の実績から目標を設定しているところですが、今後の目標達成に向けて、引き続き地権者との交渉時に、緑地保全制度や税制優遇制度等の説明を丁寧に行うことで、緑地保全への理解を求め、目標達成に向けて保全の取組を推進してまいります。</p> <p>なお緑の総量につきましては、令和9（2027）年度の「緑の基本計画」の改定において検討してまいります。</p>	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
18	施策3-2-2「公園緑地等の整備」について、「かわさき環境白書」によると緑のボランティア活動箇所数が過去5年間で6%と減少傾向が続いている。高齢化が進む中、緑のボランティア活動団体数を4年後も現状維持するためには川崎市として新たにどのような方策を実施すべきか教えていただきたい。	緑のボランティア活動団体は高齢化や世代交代の停滞により、活動の持続性が課題となっています。既存団体の活動継続を支援し、減少対策として、活動の負担軽減や事務手続きの簡略化、相談体制の充実などを進めています。また、新たな担い手の育成や参加促進なども進めており、SNSやワークショップを活用した情報発信、公園での活動体験機会の提供などを通じて、多様な主体やボランティア活動に興味を持っていなかった多世代の参加を促してまいります。	D
19	公園面積と樹林地の合計は、4年後10ha増となるが、ボランティア活動団体もそれに合わせて増やさないと川崎市が管理をすることになる。その場合、維持管理に係る経費を過去の実績・事例から算出すると年間いくらになるか。	増となる公園や樹林地の樹木本数や施設によって、維持管理経費が大きく異なるため、算出は困難ですが、今後も効率的な予算執行を図るとともに、管理運営協議会や愛護会等の市民協働の取組を推進するなど、引き続き、適切な維持管理に努めてまいります。	D
20	日本国憲法第25条第1項の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」ことを大事にし、公共施設の在り方として、市民が使いやすく、そこから文化が生まれていく場所を行政が責任と市税を使って行うべきである。公園も同様である。	公園緑地につきましては、災害時の一時避難場所や、地域コミュニティ形成の場として活用されるなど、都市における貴重なオープンスペースとして、その価値が再認識されていることから、引き続き利用価値を高めながら、立地特性や地域ニーズ等を踏まえ、都市の価値を高める、魅力的な公園の整備を進めてまいります。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
21	等々力緑地再編整備事業について、新たに整備する防災機能として雨水貯留・流出制御機能等を整備し、豪雨災害に強地域とすること。懸念されることは気候温暖化による海水温度の上昇による台風の大型化・ゲリラ豪雨などが発生したとき。令和元年東日本台風では川崎市の想定外に多摩川の水位が高くなり、排水管より上位になるため排水管の弁を閉じて敷地内に川の水の逆流を止めたが、このため雨水が行き場をなくし内水氾濫となった。今後このようなことにならないか心配をしている。	<p>地域防災計画において等々力緑地を地震・火災等の災害時の広域避難場所に位置付けております。また、複合災害を含め防災機能の強化は重要であると考えております。再編整備により、釣池の雨水を貯める水の量を現状より増やし、大雨などの時に周辺が浸水しないようにする取組や、緑地内の雨水排水機能を改善するため、緑地全体の雨水を釣池に集める整備などを予定しております。</p> <p>なお、多摩川については国において緊急治水プロジェクトによる整備や、気候変動を考慮した河川整備計画の策定に向け、治水安全度の向上に向けた取組が進んでおり、本市も連携して取り組んでいるところです。</p> <p>今後も、等々力緑地の目指すべき将来像の実現に向けて、安全・安心で魅力あふれる公園を目指し、施策3-2-2「公園緑地等の整備」における等々力緑地再編整備事業を着実に進めてまいります。</p>	D
22	等々力緑地再編整備事業について、川崎市と業者の話が合っていないと感じた。税金を使っていったい誰のために、何のために事業をしているのか考えてほしい。	<p>等々力緑地は、緑と水のうるおいの空間を有し、良好な都市環境を形成するための重要な役割を担うとともに、多数の運動施設、市民の憩いの場など多面的な機能を有する市民に親しまれている総合公園ですが、施設の老朽化や防災対策の充実、社会環境の変化への対応など、新たな課題が顕在化していたことから、令和4(2022)年2月に等々力緑地再編整備実施計画を改定し、令和5(2023)年4月から等々力緑地再編整備事業を推進しております。</p> <p>今後も、等々力緑地の目指すべき将来像の実現に向けて、安全・安心で魅力あふれる公園を目指し、取組を進めてまいります。</p>	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
23	等々力緑地再編整備事業について、令和5年に川崎とどろきパーク(KTP)と契約した 633 億円から増額されるということだが、どのくらいになるか。また、新とどろきアリーナ、スポーツセンター、新陸上競技場ほぼフロンターレが使う球技専用スタジアム、等々力球場それぞれの事業費はどうか。	<p>等々力緑地再編整備事業につきましては、球技専用スタジアム等運動施設だけでなく緑地全体の再整備と維持管理運営を一体として 30 年間の事業を実施するものであり、民間活力導入によるサービスの向上や老朽化した施設のリニューアル、防災対策の充実、日常的な賑わいの創出、等々力緑地を取り巻く社会環境の変化（オープンスペースの重要性、ニーズの多様化等）への対応などに適切に対応していくために必要な事業だと考えています。</p> <p>一方で、工事費の高騰等への対応が求められており、事業費は当初契約の約 633 億円から約 1,232 億円に増加する見込みとなったことから、整備内容の見直しや官積算による工事費の精査を確実に行いながら事業費削減に向けた取組や、市の税金だけに頼らない他の財源確保に向けた検討も併せて行っております。</p> <p>各施設の工事費につきましては、新とどろきアリーナ、スポーツセンター、プールを合築した場合の整備費が、約 250 億、新陸上競技場は約 79 億円、球技専用スタジアムは約 300 億円となる見込みでございまして、等々力球場につきましては、本事業実施前に再編整備が完了していることから、再編整備の対象外となっております。</p>	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
24	等々力緑地再編整備事業について、川崎ブレイクサンダースの新アリーナ計画も出ており、新とどろきアリーナは不要と考える。昨今、Jリーグのことを「税リーグ」と揶揄されており、全国各地で天然芝サッカースタジアムの問題も起きている。	<p>等々力緑地再編整備事業につきましては、公園のリニューアルやスポーツ振興にとどまらず、地域活性化や地域と一体となった誇りの醸成など、多機能で持続可能なまちづくりの核を生み出していく取組でございまして、とどろきアリーナは、スポーツ活動の場を提供するとともに、アリーナ機能を活かし、大規模なイベントの誘致など、多くの市民がスポーツに接して楽しめる拠点として緑地全体の賑わいを創出する施設であることから、必要な施設と考えております。</p> <p>球技専用スタジアムにつきましては、川崎フロンターレのホームスタジアムとして多くのファン、サポーターに長く愛され、新たな歴史を刻んでいく聖地となることはもちろんのこと、市民が誇れる本市の象徴的施設になるよう、取組を進めるとともに、これまでの等々力陸上競技場と同様、Jリーグの川崎フロンターレの試合だけでなく、高校サッカー やラグビー、アメリカフットボールも開催してまいります。</p>	D

(5) 基本政策4に関するここと

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	<p>新川崎駅南口改札の設置について、ぜひ検討をいただきたい。</p> <p>現在、創造のもり周辺では再開発が進んでおり、今後も新川崎駅・鹿島田駅の利用者増加が見込まれる。しかし、鹿島田駅方面から新川崎駅へのアクセスは、現状のペデストリアンデッキでは大きく迂回する動線となっており、利用者にとって利便性が高いとは言えない。特に通勤・通学者や高齢者にとっては移動負担が大きく、今後の利用増加を踏まえると、早急な改善が望まれる。</p> <p>また、創造のもりへのアクセス手段としてシェアサイクル等の導入を検討されているが、高齢化が進む地域の状況を踏まえると、全ての利用者にとって十分な代替策とは言い難いと考える。</p> <p>こうした課題を総合的に勘案すると、新川崎駅南口側への改札新設は、最も効果的かつ公平なアクセス改善策であると考える。利用動線の短縮、駅周辺遊性の向上、安全性の確保など、周辺地域の利便性と活性化にも寄与するものと思われる。</p> <p>については、JR 東日本との協議を積極的に進めていただき、新川崎駅南口改札設置の実現を検討いただきたい。</p> <p>(同趣旨 他 1 件)</p>	<p>JR 新川崎駅利用者の更なる安全性の確保や利便性の向上を図るために、駅南側への改札口の新設や駅施設の改良に向けては、鉄道事業者に対してこれまでも継続して要望しているところですが、新川崎・創造のもりの機能更新に向けて、引き続き要望するとともに、シェアモビリティの導入等、周辺駅からの新川崎・創造のもりへの交通アクセスの改善に向けてソフト対策も含めて検討してまいります。</p>	D
2	<p>新川崎・創造のもり事業を成功させるため、新川崎駅南口駅舎の新設を市としても明記してほしい (JR任せではなく、市も参画する)。</p>	<p>駅舎の整備や改札口の新設につきましては、鉄道事業者が主体的に判断し実施するものではありますが、本市としては、JR 新川崎駅利用者の安全性確保や利便性向上に向け、駅南側への改札口の新設や駅施設の改良について、これまでも鉄道事業者に対し継続して要望してきたところです。</p> <p>今後も、新川崎・創造のもりの機能更新に合わせ、引き続き要望を行ってまいります。</p>	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
3	複数の産業拠点を点ではなく面で捉えている点は、川崎市の強みだと感じる。拠点間を結ぶのはインフラだけでなく「人」であるため、研究者・学生・起業家が行き来しやすい制度的仕組み（共通ID、交流プログラム等）を計画に盛り込むことを提案する。	<p>新川崎・創造のもりや川崎臨海部、K-NIC等の研究開発拠点、起業家支援拠点等の連携強化に向けて、研究者・技術者や起業家等の「人材」の活発な交流の促進に取り組んでいるところです。</p> <p>引き続き、こうした交流からイノベーションを生み出す持続可能なエコシステムの構築に取り組んでまいります。</p>	D
4	川崎市は産業集積や研究開発機能など高いポテンシャルを有しているが、産業政策と人材政策が必ずしも一体的に語られていない印象を受けた。今後は、企業誘致や拠点整備に加えて、「人が集まり、育ち、挑戦し、次の担い手へ知見が循環する都市モデル」を明確に描くことが重要だと考える。企業、大学、行政が関わる人材育成・リスキリング・事業承継・起業支援を、単発施策ではなく循環構造として設計することで、人口減少社会においても持続的に価値を生み出す産業都市としての川崎市の強みが、より明確になるのではないか。	<p>本市では、総合計画におけるまちづくりの基本目標である「力強い産業都市づくり」を進めるために、産業振興の方向性を示し、施策を効率的かつ効果的に推進するため、現在「かわさき産業振興プラン」の策定を進めており、同プランでは、本市の産業構造及び産業動向や本市の強み・ポテンシャル等を踏まえ、めざす姿を「多様な人材や産業が共創し、イノベーションを生み出すまち」として設定しているところです。</p> <p>企業・大学・行政が連携し、人材育成・リスキリング・起業支援・事業承継等が循環する仕組みの形成は、産業施策と人材施策を一体的に進める上で重要と認識しており、今後につきましても、めざす姿の実現に向けて産業振興施策全体を通じた好循環・相乗効果を生み出しながら、本市の産業価値の向上を図ってまいります。</p>	C
5	中小企業を地域経済の基盤と位置づけている点は重要だと感じる。事業承継問題を「経営」だけでなく、若者・移住者・副業人材とのマッチング施策として整理し、産業政策と人材政策を横断させることを提案する。	若者・移住者・副業人材等の活用は、事業承継の新たな担い手として期待できることから、後継者不在による中小企業の廃業問題への対応策の一つになると想え、今後も、いただいた御意見を踏まえ、中小企業支援に取り組んでまいります。	C

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
6	施策4－1－4「都市農業の振興」について、農業に関心のある若い人も大勢いる。忙しくてなかなかこれないということもあるが、やり方仕第でチャンスはつくれるのではないか。イベントなどに参加してもらったり、見学してもらったり色々なキッカケづくりをしてみてはどうか。	農業に関心のある若い人へのきっかけづくりについては、基本政策4－1－4「都市農業の振興」に記載のとおり、農とふれあう機会のさらなる創出が重要だと考えておりますので、今後も着実に取組を進めてまいります。	B
7	<p>私は中原区西加瀬に住んでいるが、地域の住環境を守るために、「大和ハウス」が計画している「巨大物流倉庫」には反対。川崎市は、跡地を買うか借りるかできるお金があるのではないか。他都市に比較すると緑の量、公園面積は圧倒的に少なく、文教施設も少ない。市民ミュージアムは狭い多摩区の薔薇苑の駐車場ではなく、西加瀬の三菱ふそう跡地に持って来てほしかった。</p> <p>それなのに川崎市は建設を、10月21日付で承認した。こんな市民無視の姿勢は、おかしいと思う。承認の撤回を求める。</p>	<p>川崎市中原区西加瀬に計画されている当該事業は、法令等の規制範囲の中で計画されている民間事業ではありますが、事業者に対してはこれまで、周辺住民の皆様への丁寧な説明や、できる限りの周辺環境への配慮等を求めてきました。</p> <p>また、本事業は川崎市環境影響評価に関する条例の対象事業に該当するため、事業者が環境影響評価を行い、住民からの意見提出や、学識経験者及び市民で構成される環境影響評価審議会の意見を聴くなど、環境影響評価に係る手続等を進めてきました。</p> <p>この手続きの中で地域交通については、事業者より「環境保全のための措置」が示されており、車両の出入りの時間帯を分散させるようテナントへ要請を行うことや、バス予約システムの導入による周辺道路の混雑を避けること、大型車の出入り口付近には必要に応じて交通誘導員を配置すること、苅宿小田中線の一部区間の交通安全施設の新たな設置については適宜検討を進めることなど、環境保全のための措置を講じることが記載されています。</p> <p>本市といたしましては、引き続き、事業者に対し周辺住民等の皆様への丁寧な説明を求めるとともに、できる限りの周辺環境への配慮について働きかけていきます。</p> <p>なお、新たなミュージアムの開設候補地選定においては、令和元(2019)年東日本台風による被災を踏まえ、市民の貴重な財産であり、</p>	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
		<p>未来に継承すべき収蔵品が二度と被災することがないよう、可能な限り被災リスクが少ない場所であることを、選定においての最優先としつつ、様々な意見を踏まえて設定した条件から市有地である「生田緑地ばら苑隣接区域」が適地であるとしました。</p> <p>また、10月21日付の承認は、「川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例」に基づくものです。この条例は、近隣住民への計画の事前周知や市の公共施設の管理者等との協議を定めたもので、これらの手続きが終了したことを承認したものです。</p>	
8	新百合ヶ丘は充分開発されているので、マイナーアップデートでよい。	<p>本市では近隣都市の状況を踏まえた広域的視点により各拠点の魅力の創出をめざす広域調和型のまちづくりと、市内各地域の自立と連携をめざす地域連携型のまちづくりをバランスよく進める「広域調和・地域連携型」都市構造をめざしてまちづくりを推進しています。</p> <p>新百合ヶ丘駅周辺においては、駅周辺の課題の改善やより魅力ある広域拠点の形成に向けて、駅周辺の適切な土地利用やにぎわいを創出する市民活動などのまちづくりを進めるために、令和7（2025）年3月に策定した「新百合ヶ丘駅周辺地区まちづくり方針」に基づき、市北部の広域拠点にふさわしいまちづくりを進めてまいります。</p>	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
9	生田と読売ランド駅前はポテンシャルが高いのに放置なのはなぜか。こういう中間駅のバリューを上げる事で街全体のポテンシャルも上がるのに全く分かっていない。	<p>生田駅、読売ランド駅については、身近な駅として鉄道沿線の拠点地区と連携しながら、都市機能の分担を図り、地域住民の暮らしを支える身近な商業や生活支援関連サービス機能の集積をめざしております。</p> <p>引き続き、まちの波及的発展を促しながら、地域間の一体性と都市機能の向上を図り、地域の特性を活かした身近な地域が連携するまちづくりを推進してまいります。</p>	D
10	地域生活拠点のうち、広域拠点や他の地域生活拠点については明記がされている一方で、記載のない新川崎・鹿島田駅、溝口駅については主なアウトプットがわからないので、他の地域生活拠点と同じく明示してほしい。	<p>第4期実施計画は、市民にとって分かりやすく、状況の変化に応じて目標実現に向けた過程を柔軟に選択しうる機動的な計画とするため、施策の目標達成に大きく寄与する事業や財政負担が大きい事業など、主要な事務事業を精選し、かつ、主な取組内容やアウトプットなど必要な情報のみを「政策体系別の取組」に掲載することとしています。</p> <p>本計画における「新川崎・鹿島田駅周辺地区まちづくり推進事業」及び「溝口駅周辺地区まちづくり推進事業」については、「政策体系別の取組」に掲載していない事務事業として「資料編」への掲載となり、主なアウトプットは明示しませんが、引き続き、駅周辺の民間開発等を契機とした土地利用誘導に努めてまいります。</p>	D
11	地域生活拠点の駅には、快速を停車させること。具体的には、新川崎駅に湘南新宿ラインを停車させることを明記する。	新川崎駅につきましては、湘南新宿ラインの一部列車が停車しているところですが、御要望につきましては、鉄道事業者へお伝えしてまいります。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
12	鉄道ネットワークを補完するバス便のさらなる充実。具体的には、市をまたぐ（新川崎～日吉、横浜（駒岡・三ツ池等）、下丸子（東京都））等へのアクセスの確保。	<p>本市では、将来にわたり、市民の暮らしやすさの向上や本市の強みである都市の利便性を確保するため、地域公共交通の基軸となる路線バスと多様なモビリティが連携する身近な交通環境を整備するなど、社会環境の変化に適応した地域公共交通ネットワークの形成に向けた取組を推進していますが、路線バスの運行は、事業採算性のほか、道路環境や運転手の保有人数等を勘案し各バス事業者が決定しており、市内のバス事業者からは深刻な運転手不足により、各路線の維持、確保に苦慮している状況にあると伺っております。</p> <p>御要望につきましては、バス事業者連絡会議の場などを通じ、バス事業者へお伝えしてまいります。</p>	D
13	横浜ブルーラインを南加瀬～新川崎～蒲田方面に延伸し、鉄道不毛地帯の解消。川崎市営地下鉄の、横浜市営との連携による復活。	<p>川崎縦貫鉄道計画につきましては、平成 30 (2018) 年 3 月の総合都市交通計画中間見直しにおいて、財政負担が極めて大きいこと、また、今後の超高齢化や人口減少を踏まえると、事業着手できる環境にはないとの判断から、計画を廃止しました。また、現状では「横浜市営地下鉄ブルーラインを南加瀬～新川崎～蒲田方面に延伸」の構想や計画はありません。</p> <p>引き続き、令和 7 (2025) 年 11 月に策定した「第 2 次川崎市総合都市交通計画」に基づき、鉄道事業者や他自治体等との連携により、既存ストックを最大限に活かした鉄道ネットワークの形成に向けた取組を推進してまいります。</p>	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
14	横浜市営地下鉄延伸で小田急はもっと混雑するため、複々線はできないにしろ、待避線作るなどは必要。	<p>小田急小田原線については、登戸から新百合ヶ丘間の複々線化の早期完成について、これまで神奈川県鉄道輸送力増強促進会議において、小田急電鉄に対し、要望しているところです。</p> <p>現在、小田急電鉄から「小田急小田原線の混雑緩和と、東京圏南部地域と都心とのアクセス利便性の向上に資する施策であると認識しておりますが、足元の当該区間のピーク時における混雑率は、交通政策審議会198号答申において目指す混雑率値を大幅に下回っている状況です。また、今後の少子高齢化による沿線人口の減少に伴い、将来の輸送人員が減少傾向に転じると推測され、さらに本事業には莫大な事業費が必要であることから、実現性は低いものと判断しております。」と伺っております。</p> <p>待避線の御要望につきましては、小田急電鉄にお伝えしてまいります。</p>	D
15	施策 4-4-1「道路・鉄道網の整備」における「連続立体交差事業」について、現在、南武線の武蔵小杉～矢向駅間の立体交差事業がスタートしている。横浜市区間である矢向～尻手駅間については元々高架化予定に含まれていたが、横浜市の意向で対象から外れた。矢向駅横の踏切は非常に多くの利用者がおり、川崎市内を走る臨港バスの路線も通ってる。矢向駅横の踏切が除却されれば川崎市民にとっても大きなメリットがある。川崎市からも横浜市へ同時に工事を行うよう働きかけを行うべきと考える。	<p>連続立体交差事業は、踏切に起因する事故や渋滞の解消等を目的として、道路を管理する者が、道路と鉄道とを連続して立体交差化する事業であり、JR東日本南武線の矢向駅～武蔵小杉駅間の踏切道を管理する川崎市が、令和7（2025）年1月に神奈川県からの都市計画事業認可を受けて、事業に着手しました。</p> <p>横浜市域の尻手駅～矢向駅間については、横浜市が、「踏切整備計画」を策定し、矢向駅周辺を連続立体交差候補区間として位置付けていますが、現時点では、優先的に事業化の検討を進める区間としておらず、本市としては、本市域（矢向駅～武蔵小杉駅間）の事業認可取得から工事着手まで5年程度見込んでいることから、横浜市域と本市域の同時完成に向けて、引き続き、働きかけてまいります。</p>	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
16	総合的な交通体系の構築は不可欠なテーマだと感じる。移動を増やすだけでなく、徒歩圏で完結する生活設計（15分圏構想的発想）を補助的に取り入れることを提案する。	本市では、将来にわたり、市民の暮らしやすさの向上や本市の強みである都市の利便性を確保するため、地域公共交通の基軸となる路線バスと多様なモビリティが連携する身近な交通環境を整備するなど、社会環境の変化に適応した地域公共交通ネットワークを形成するとともに、路線バスと多様なモビリティをつなぎ、地域の賑わい創出にも寄与する「身近な生活拠点」となるモビリティステーションの形成を推進します。	D
17	川崎市は市を直通して縦貫する公共交通機関が南武線しかなく、バス路線は川崎～武蔵小杉～武蔵溝ノ口～登戸など異なる事業者の路線が細かく区間が区切って走っており非常に不便に感じる。川崎縦貫高速鉄道の計画が無くなってしまったため、もう少し長い距離を直通するバス路線を新設すると利便性が高まると思う。	<p>路線バスの運行は、事業採算性のほか、道路環境や運転手の保有人数等を勘案し各バス事業者が決定しており、市内のバス事業者からは深刻な運転手不足により、各路線の維持、確保に苦慮している状況にあると伺っております。</p> <p>また、本市では、将来にわたり、市民の暮らしやすさの向上や本市の強みである都市の利便性を確保するため、長大路線や重複路線の運行効率化によるバス路線の再編を促進し、地域公共交通の基軸となる路線バスと多様なモビリティが連携する身近な交通環境を整備するなど、社会環境の変化に適応した地域公共交通ネットワークの形成に向けた取組を推進してまいります。</p> <p>御要望につきましては、バス事業者連絡会議の場などを通じ、バス事業者へお伝えしてまいります。</p>	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
18	川崎駅周辺には駐輪場がいくつか存在するが、数足りているとは言えない状況が続いている。また、バイクを停められるのは西口の一箇所のみとなっており、もう少し駐輪所やバイクにも対応する駐輪所を増やしていただきたい。	<p>川崎駅を含む市内各駅周辺の市営駐輪場につきましては、民間施設の収容台数に加え、駐輪需要等を踏まえた整備を行っており、川崎駅周辺のバイクが停められる市営駐輪場としては、西口の1か所のほか、東口に2か所（第5施設、第7施設）を整備しております。</p> <p>また、川崎駅周辺の民間駐輪場と市営駐輪場においては、令和6（2024）年10月時点で民間駐輪場31か所、市営駐輪場が14か所あり、これら全ての駐輪場を対象に行った平日16時台の実態調査では、利用率は約77%で一定程度、駐輪需要を満たしていると考えております。</p> <p>引き続き、実態調査による利用状況等を把握し、駐輪需要を踏まえた対応を行ってまいります。</p>	D
19	<p>川崎市のスポーツ振興・地域活性化の観点から、公営スカッシュコートの整備を強く要望する。</p> <p>利用度の低いスペースや、老朽化した公営体育館の改修時に、スカッシュコートを設置することを検討してほしい。</p> <p>今後の新たなスポーツ施設の建設計画において、テニスやバドミントンといった類似のラケットスポーツコートと並び、スカッシュコートを標準設備として組み込むことを要望する。</p> <p>整備された公営コートについては、市民が継続して利用できるような料金設定を希望する。</p>	<p>スポーツをする場所の提供につきましては、現時点においてスカッシュコートの設置予定はありませんが、持続可能なスポーツの活動の場を提供することは、誰もが身近な環境でスポーツに親しむまちの形成に向けて重要であると認識しております。また、料金設定については、市民の皆様の御要望やニーズを踏まえるとともに、「使用料・手数料の設定基準」に基づき、施設の維持管理や公平性の観点から設定しております。今後も市民の皆様からの御要望やニーズを捉え、情報収集と利用しやすい施設運営に努めてまいります。</p>	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
20	スポーツ振興については、各スポーツ団体も一翼を担っているが、開催場所や財政面で苦慮しており、更なる活性化に向けた支援が必要と考える。施策4－5－1「スポーツのまちづくり」において、「市民スポーツ推進事業」の主なアウトプットに「各スポーツ団体の主催事業への支援（環境面、財政面）」を記載してほしい。	<p>市民スポーツ団体等の活動支援は「スポーツ推進計画」に基づき推進しており、施策4－5－1の「スポーツ推進事業」の主なアウトプットとして計画改定を位置付けています。</p> <p>スポーツのまちづくりの推進には、市民スポーツ団体等による活動も重要であると認識しており、市内の種目別競技団体を統括する川崎市スポーツ協会や川崎市レクリエーション連盟を通じ、市民大会等の実施機会の提供や活動場所の確保などの支援を行っております。引き続き、合理性や公平性等を勘案しつつ、可能な範囲で市民スポーツ団体等の活動を支援してまいります。</p>	D
21	川崎市の文化・スポーツ資源を活かす方向性は魅力的である。観る・聴くだけでなく、市民が関われる余白（練習場所、発表機会、地域連携）を意識的に増やす施策を明示することを提案する。	<p>スポーツへの参加につきましては、施策4－5－1「市民スポーツのまちづくり」の「取組の方向性」に記載のとおり、スポーツを「する」「みる」「ささえる」機会の充実と持続可能な活動の場を提供することは、誰もが身近な環境でスポーツに親しむまちの形成に向けて重要なことであると認識しておりますので、全市的な行政ニーズを勘案しながら、スポーツを推進する観点から参加の機会の充実について検討してまいります。</p> <p>また、文化への参加につきましては、施策4－5－2「文化芸術のまちづくり」において「アート・フォー・オール」を掲げ、誰もが文化芸術に触れ、参加できる環境づくりを進めています。市内の豊富な文化資源を活かし、まちなかや公共施設等での展示・演奏機会を創出するとともに、練習場所や発表の場の確保、文化団体・企業・大学や地域等と連携した取組を推進しており、今後も市民が主体的に関われる機会の拡充に努めてまいります。</p>	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
22	2028 年ロサンゼルスオリンピックの競技種目に採用されたラクロスの普及を、川崎市全体で推進してほしい。ラクロス競技を盛り上げ、2028 年のオリンピックを多くの市民の皆様と一緒に応援できる環境を整えることで、川崎市全体の地域活性化につながるものと考えている。	市民が多様な競技種目に触れる機会が充実することは、誰もが身近な環境でスポーツに親しむまちの形成に向けて重要なことと認識しておりますので、多岐にわたる競技団体や数多くの主体が活動している中、合理性や公平性等を勘案しつつ、引き続き可能な範囲でスポーツ団体等の活動を支援するとともに、地域の活性化を推進してまいります。	D
23	ハード面の継続改善は必要だが、もっと大切なことは川崎の子育て比率を守るために、生活環境・満足度のキープが重要であり、ソフト面が大切である。「音楽のまち・かわさき」について、音楽がそこまで好きでない子どもたちでも、川崎には世界に誇れる施設があると認識してもらいたい。川崎をより住みたい街に育てるために、市当局の尽力に期待する。	本市では、子どもや若者も含め、誰もが文化芸術に触れ、参加できる環境『アート・フォー・オール』の実現に向け、様々な文化施策をハード・ソフト両面で推進しております。特に、「音楽のまち・かわさき」の取組については、世界水準の優れた音響性能を誇るミーザ川崎シンフォニーホールを中心として、市民の音楽団体から海外の著名音楽家まで、幅広いラインナップの公演を提供するとともに、地域の文化団体や学校教育と連携による子どものためのオーケストラ鑑賞など、子どもが楽しめる体験型の音楽イベントも多数実施しており、市民の愛着や誇りにも寄与しています。引き続き、川崎の文化施設の価値を広く認識していただけるよう、魅力の発信を行うとともに、身近に文化芸術に触れ、親しめる環境づくりに向けた取組を推進してまいります。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
24	「音楽のまち・かわさき」について、計画素案では大規模施設（ミューザ川崎等）の維持管理には触れられていますが、それ以外の事業、演奏家や市民による多様な活動についての記述が乏しく、音楽施策が「ハコ（施設）の維持」に偏重している印象を受ける。施設の修繕を理由に、これまで培ってきたソフト事業や活動支援が縮小されることはないと、計画の中に「多様な音楽活動の継続的な支援」を明確に位置づけていただきたい。	音楽活動の継続的な支援につきましては、施策4－5－2「音楽のまち・映像のまち推進事業」において、施設の維持管理に加え、多様な活動団体と協働・連携したイベントの創出など、市民合唱団や市民オーケストラなど市民団体による音楽活動の支援を行うことを想定しております。今後も多様なネットワークづくりを推進し、活動の場や発表機会を広げることで、音楽によるまちづくりの裾野を広げてまいります。	D
25	子どもの健やかな成長が掲げられているが、幼少期に音楽や芸術に触れるすることは、豊かな感性や創造性を育む上で不可欠な要素。「音楽のまち」としてこれまでの土壌は、川崎の子どもたちにとって他市にない貴重な財産です。計画において「音楽・芸術」の表現が弱まることは、教育現場や地域活動における文化体験の機会減少に直結しかねないと考える。次世代の心の成長を支える基盤として、引き続き「音楽のまち」を戦略の柱として強く発信していただきたい。	音楽のまちづくりにつきましては、施策4－5－2「音楽のまち・映像のまち推進事業」において、多様な音楽イベント等に親しむ機会を創出することとしており、子どもたちが音楽や芸術に触れる機会を充実させるため、地域の文化団体や学校教育と連携して、子どものためのオーケストラ鑑賞をミューザ川崎シンフォニーホールで行うなど、誰もが文化芸術を楽しみ、体験できる取組を推進しております。今後も、音楽によるまちづくりを通じて、『音楽のまち・かわさき』の魅力を国内外に発信してまいります。	D
26	カルツツもミューザも市民が使用するには使用料が高すぎであり、民間に委託していくことはこれらの料金をあけていくことにつながることは今までの経過から見て明らかであるので、日本国憲法第25条第1項の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」ことを大事にし、公共施設の在り方として、市民が使いやすく、そこから文化が生まれていく場所を行政が責任と市税を使って行うべきである。また、文化が生まれていく場所を今よりももっと増やすべき。	文化施設等の公共施設の使用料につきましては、施設の維持管理に必要な経費や公平性等を踏まえた料金設定を行っており、また、民間による指定管理等に関しては、民間事業者等の能力を活用しつつ、鑑賞機会の提供や活動の推進、効率的・効果的な管理運営等を目的に実施しております。市民の文化活動を支えることは重要と考えておりますので、引き続き、市民が利用しやすい環境づくりや文化拠点の充実に向けて、取組を進めてまいります。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
27	施策4－6－1「デジタル行政サービスの推進」について、市民にどこまで知ってもらっているのか。説明のための会や場所、もしくは動画など、広めるための方法は考えているのか。	<p>デジタル行政サービスの推進に関する取組におきましては、市政だよりや市ホームページなど、様々な媒体を通じて広報周知を行うとともに、市内の団体等を対象にしたデジタル行政サービスの推進に関する出前講座の実施やデジタル機器に不慣れな方に対して行うスマートフォン講座等で市のアプリやLINEの紹介をしております。</p> <p>今後も、引き続き、デジタル行政サービスの推進について、様々な機会を通して、広報周知を実施してまいります。</p>	D
28	施策4－6－1「デジタル行政サービスの推進」における「情報発信環境整備事業」の主なアウトプット「市LINE公式アカウント友だち登録者数（R6年度：58,049人→R11年度：100,000人）」について、福岡市は同じぐらいの人口で登録者数は10倍以上。目標がやる気を感じない。DX推進する気が感じない。最低でも4年間で100万登録を目指してほしい。	<p>本市LINE公式アカウントにおきましては、行政情報の発信のほか、AIチャットボット、ごみ分別検索機能など、デジタル技術を活用し日常から使える便利なサービスの提供を行っております。</p> <p>市LINE公式アカウント友だち登録者数については、近年、年間6,000～8,000人程度の増加で推移していること等を踏まえ、令和11年度の目標値は100,000人に設定しております。</p> <p>この度、令和8年2月に導入するセグメント配信機能を活用した新たなコンテンツの検討が具体化してきたことや、その他新たな機能を導入する予定であること等を踏まえ、年間20,000人の増加を見込み、目標とする数値を160,000人に修正いたしました。</p> <p>今後につきましても、本市LINE公式アカウントが市民の皆様にとってより便利で満足度の高いツールとなるよう努めてまいります。</p>	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
29	行政 DX の推進方針は不可欠であり、全体として妥当だと感じる。デジタル化の進展と同時に、対面・電話・支援員による補助を「残す」と明言し、誰も取り残さない設計思想をより強く打ち出すことを提案する。	<p>本市におきましては、「デジタル技術とデータを活用して、「誰でも、どこでも、便利に」行政サービスを利用することができるデジタル市役所の実現」を目指して取組を進めておりまして、その一環として行政手続のオンライン化を進めているところです。</p> <p>このオンライン化の取組により、市役所・区役所にお越しになる方が減ることで窓口の混雑緩和や待ち時間の短縮を図るとともに、対面や電話等を必要とする方への対応も含め、丁寧な対応のための時間を確保できると考えております。</p> <p>今後も引き続き、デジタル機器の御利用状況にかかわらず、全ての市民がデジタル化の恩恵を受けることができる社会の実現を目指して取組を進めてまいります。</p>	D
30	横浜市では「市民の声」というインターネットから様々な案件について質問や要望を送ることができ、それに対する回答をまとめたページを誰でも閲覧できるなど非常にデジタル化が進められていると感じる。しかし川崎市ではサンキューコールかわさきという制度があるが、回答が全て公開されるものではなく、非常に閉鎖的だと感じる。横浜市のように全ての回答を誰でも閲覧できるようなシステムを作るべき。	<p>サンキューコールかわさきでは、市政に関する生活上の御相談や御質問についても、お受けすることを目的に運営しており、個人情報を含むお問合せを多く受け付けています。</p> <p>お問合せ内容を公開することにより、市政に関する個人的な御相談が行いにくくなる可能性が想定されることから、お問合せ内容は非公開としています。</p>	D
31	道路損壊などの通報を LINE から行おうとした際、横浜市では全て Line 上で完結するのに対し川崎市では別のページに飛ばされてそこで申請をするという形となっている。横浜市のように全て Line 上で完結できるようにしてほしい。	本市 LINE 公式アカウントにおいて、道路や公園等の損傷の通報を行う場合は、本市ホームページへのリンク設定により、本市電子申請サービス (LoGo フォーム) を御利用いただいているところです。いただいた御意見につきましては、本市 LINE 公式アカウントの更なる利便性の向上に取り組む際に参考とさせていただき、今後もより使いやすいツールとなるよう努めてまいります。	C

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
32	<p>LINE 活用における双方向性および成果指標の高度化について</p> <p>本改定素案では、「情報発信環境整備事業」において、LINE を活用し、利用者が希望する情報を効果的に発信することや、市 LINE 公式アカウントの友だち登録者数を成果指標として設定するなど、デジタル技術を活用した行政情報発信の強化が明確に位置づけられている。これは、市民接点の拡充を意識した取組であり、一定の方向性は妥当であると考える。一方で、資料における LINE の位置づけは、「行政から市民への情報発信」を中心であり、市民から行政へのフィードバックや対話といった双方向的な活用については、明示的には示されていない。今後、人口減少や行政資源の制約が進む中では、行政が一方的に情報を届けるだけでなく、市民の声やニーズを効率的に把握し、施策改善につなげる仕組みがより重要になると考える。そのため、LINE を単なる情報配信ツールとしてではなく、簡易な意見募集やアンケートの実施、施策検討前後における市民の反応把握、必要に応じた窓口・対面相談への円滑な誘導などを行う双方向型の市民接点として、計画上明確に位置づけることを提案する。これにより、市民参加や EBPM の実効性を高めるとともに、行政運営の質の向上にも寄与すると考える。</p> <p>(同趣旨　他 1 件)</p>	<p>本市 LINE 公式アカウントにおいては、行政情報の発信のほか、AI チャットボット、ごみ分別検索機能など、デジタル技術を活用し日常から使える便利なサービスの提供を行っておりまして、令和 8 (2026) 年 2 月から、更なる利便性の向上に向け、登録者が配信を希望する情報をあらかじめ登録することが可能となるセグメント配信等の新たな機能を導入する予定です。</p> <p>意見募集やアンケート等につきましても、本市 LINE 公式アカウントから本市公式ホームページへのリンク等の方法により実施しているところですが、いただいた御意見を踏まえ、意見募集やアンケート等における本市 LINE 公式アカウントの更なる活用に努めてまいります。</p>	C

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
33	現行の成果指標では、市 LINE 公式アカウントの友だち登録者数が設定されているが、この指標は「到達可能性」を示すものであり、実際にどの程度活用され、市民サービスの向上につながっているかを把握するには限界がある。登録者数の増加のみを目標とした場合、施策の質的改善が十分に評価されないおそれがある。そこで、友だち登録者数に加えて、アンケートや意見募集への回答率、配信情報から手続・相談につながった件数、属性別（子育て世代、高齢者等）の利用状況など、LINE の活用状況や成果を示す質的指標を補助的に設定することを提案する。これにより、単なる利用者数の拡大ではなく、「市民の行動や満足度につながっているか」という観点から施策を検証・改善することが可能になると考える。	<p>本市 LINE 公式アカウントにおいては、多くの市民の皆様に御利用いただくことを目指すとともに、必要な情報・サービスを円滑に利用できることなど、利用する市民の皆様の利便性の向上に努めていくことも、重要であると考えております。</p> <p>本計画案におきましては、より多くの市民の皆様に御利用いただくことを目指す指標として「主なアウトプット」に友だち登録者数を設定したところですが、いただいた御意見を踏まえ、利用した市民の皆様にとってより便利で満足度の高いツールとなるよう努めてまいります。</p>	C

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
34	都市の魅力発信を戦略的に行う方針は重要だと感じる。外向け発信だけでなく、市民が「自分の言葉で川崎を語れる」ような教材・機会を設け、内側からのブランド形成を強化することを提案する。	<p>本市のシティプロモーションは市民の愛着や誇りを醸成すること及び都市イメージの向上を目指しており、御意見に沿った取組を進めています。</p> <p>本市は「多様であることを豊かさと捉え、それらがつながりあいながら新しい魅力を生み出していくまち」を理念とし、2016（平成28）年に、目指すべき都市ブランドとして本市ブランドメッセージ「Colors, Future! いろいろって、未来。」を策定しました。このブランドメッセージを市民の皆様に広く知っていただくため、ポスターや学校教材（GIGA 端末用デジタル副読本）の作成に加え、まちを盛り上げるために民間企業や団体等の多くの方々にこのブランドメッセージやロゴを活用いただく取組も行っています。</p> <p>また、「産業・研究開発」「文化芸術」「スポーツ」「自然」「生活（利便性・子育て等）」など、本市には多彩な魅力や強みがあり、その強みを様々な広報媒体（テレビ、ラジオ、市HP、広報紙、SNSなど）を通じて発信してきました。今後も市民の皆様に、ブランドメッセージの理念への共感をさらに高めていただけるよう、引き続き取組を推進してまいります。</p>	B
35	戦略的なシティプロモーションに関連して、2025年の川崎市のブランドメッセージは「KAWASAKI 100+1 新しいはじまりを、さあ、いっしょに。」をキャッチコピーとして展開しているが、2026年以降も市制100周年記念事業をレガシーとしていく取組の象徴としてしばらくは「KAWASAKI 100+2」といった形で継続し「新しい100年を、さあ、いっしょに。」とされるのがよいのではないか。	<p>本市では、多様性を認め合い、つながり合うことで、新しい魅力や価値を生み出すことができるまちをめざしており、この「めざすまちの姿」を市民の皆さんと共有するため、毎年、ブランドメッセージポスターを作成しています。2026年は「100+2歳のまち」として、川崎を2歳の子どもになぞらえ、子どもが持つ『無限の可能性とやしさ』をコンセプトとしました。</p> <p>今後のポスターについても、その時々の社会的なテーマや状況に合わせて、ブランドメッセージの意義に沿ったコンセプトを検討していきます。</p>	D

(6) 基本政策5のこと

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	<p>町内会の加入者が減る現在、町内会費など金銭の集金を廃止し、市県民税から町内での必要経費を出していただきたい。少ない人数で未加入世帯にもお便りを配ったり加入世帯からのみ集金している。また、役員をやるのも大変であり、お知らせの受取り等の方法もえていかないと高齢者や体調崩している方が役員の順番が来ると大変な苦労である。仕事が終わった後に2歳の子の手を引き1歳の子を背負いながら、お便り配りや集金を大変な思いをしてやったのは忘れない。近所だからやれるだろうと思われるかもしれないが、家事、仕事、子育て、介護も入って来るとやっていられない。やらないで済んでいる方がいるかと思うと尚更であり、どうか検討いただきたい。</p>	<p>町内会・自治会の集金や運営等につきましては、町内会・自治会は任意で組織されている団体であることから、運営方法は各団体の自主的な判断によるものであり、また運営にかかる経費全てを公費で賄うことは難しいものと考えておりますが、公益的な活動にかかる経費の一部を補助する「町内会・自治会活動応援補助金」や、会館の耐震改修等にかかる経費の一部を補助する「町内会・自治会会館整備補助金」といった補助制度、町内会・自治会の悩みや課題を把握し個々の課題に精通した地域の様々な主体をアドバイザーとして紹介し相談機会を設ける「町内会・自治会アドバイザー派遣事業」など、町内会・自治会の活動を支援しているところです。</p> <p>また、本市としましては、町内会・自治会の担い手不足も課題として認識していることから、自発的な加入や活動への参加促進を進めることで、町内会・自治会の会員一人ひとりにかかる負担を軽減できるよう取組を進めてまいります。</p>	D
2	<p>人と人がつながっていけることが大切だと思う。地域で協力しあえる人間関係があれば、犯罪も少なくなる。そのためには、歩いて行ける町内区域に、集まれるコミュニティ空間や建物が必要。旧総合自治会館や中小企業婦人会館等では市民交流がとても盛んだった。今後の川崎市は、「ヒト、モノ、カネ、情報、時間」という冷たい川崎市ではなく、どこの街からもうらやむ街にしてほしい。</p>	<p>地域におけるコミュニティ形成の支援につきましては、各公共施設における取組の他、町内会・自治会への活動支援や、誰もが気軽に集まる地域の居場所「まちのひろば」創出などを通じ、多様なつながりや居場所の創出に向けた取組を推進しております。地域のつながりの希薄化などの課題が生じる中、本市としましては、持続可能な地域づくりとそれを下支えするコミュニティ施策について一層推進してまいります。</p>	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
3	区のまちづくりの方向性を重視している点は、市民に身近で評価できる。区ごとに小規模な実証実験（制度・サービス）を行い、市全体に展開する仕組みを制度化することを提案する。	区単位での制度やサービスの実証実験につきましては、本市の行政サービスの制度は、市民の皆様に対して公平・公正にサービスを提供するため、市全体で統一しているところですが、施策5－1－2「地域課題対応事業」に記載のとおり、各区では地域課題対応事業として、区役所が主体となり、区民の参加と協働により、地域の身近な課題解決や地域特性を活かした魅力あるまちづくりに向けた事業を実施しています。こうした事業により、地域の実情に応じた柔軟な対応を可能にし、区ごとの特色を生かしたまちづくりを進めているところです。今後も、市全体の制度の統一性を維持しつつ、地域の実情に応じた取組を推進してまいります。	D
4	川崎駅前ではデモやそれに対するカウンターデモが繰り返されており、通りがかった際非常に不愉快である。多くの人が利用する駅前でそのような行為が繰り返されて川崎のイメージを大いに損ねる原因になっているため、駅前周辺でのデモ行為を一切禁止にしてはどうか。	御意見のような活動につきましては、表現の自由の一環として、原則として禁止されるものではないとされていますが、周辺を利用する市民の皆様に過度な迷惑を及ぼさないよう、当該活動を行う者も、それに反対する者も、その双方において、節度ある言動が求められると考えております。	D

(7) 進行管理・評価に関するこ

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	EBPMを推進する姿勢は信頼性向上につながると感じる。成果指標や評価結果を、市民向けに図示したダッシュボード形式で公開し、「見える計画」にすることを提案する。	本計画においては、これまでも、指標等により目標に対する成果を的確に把握することで、課題を明確化し、取組の改善につなげるとともに、公正かつ透明性の高い市政運営を確保するため、評価を実施し、その結果を毎年度公表してまいりました。一方で、これまでの評価シートは、情報量が多く要点が分かりづらいという課題があったことから、第4期実施計画では評価のしくみの見直しを行ったところです。計画に位置付けたすべての施策の進捗を網羅的に評価し、公表する政策評価の中で、ダッシュボード形式を採用することは、効率性の観点から課題がありますが、今後も、市民に分かりやすい評価結果の公表の手法は研究を続けてまいります。	D

(8) 区のまちづくりの方向性

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	<p>久本小学校の正門を出てすぐの所に花壇があり、子どもたちが植えたノカンゾウを育てているが、すぐに雑草が生い茂るため、ゴミを捨てる人や花を踏みつぶす人が後を立たない。それらを防ぐため、柵をつけたり、手前に花を植えたりしているが、自費で行っており、予算をつけていただきたい。</p> <p>(同趣旨 他1件)</p>	<p>「エコシティたかつ」の環境学習支援の取組の一つとして、久本小学校の寺子屋事業と連携して児童達と花壇にノカンゾウを植えて、育てているところです。</p> <p>生物多様性保全等を学ぶ場として、花壇をきれいに保つことは重要であると考えておりますので、協働で花壇を維持、管理する手法等について検討し、取組を推進してまいります。</p>	C

(9) その他

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	<p>説明会が全市で1回しかないというはどうゆうことなのか。せめて、全区の場所で開催するべき。何回も聞くべき。</p> <p>(同趣旨 他2件)</p>	<p>市民説明会については、過去の実績や開催に要する経費等を踏まえ、全市からのアクセス等を考慮し、中原区役所のみで開催しましたが、できる限り多くの方に御参加いただけるよう、オンラインでの質疑応答や視聴が可能な仕組みを整えたところです。あわせて、希望する団体等に職員が出向き、「総合計画改定素案」の内容を説明する「出前説明会」を実施してきました。</p> <p>今後も引き続き、市民の皆様をはじめとする様々な御意見を踏まえながら取組を進めてまいります。</p>	D
2	<p>参加と協働を基本とする姿勢は一貫していると感じる。パブリックコメントに加え、テーマ別・年代別の少人数対話型プロセスを計画的に位置づけ、市民が「考える側」に回れる機会を増やすことを提案する。</p> <p>(同趣旨 他2件)</p>	<p>市民意見等については、「市長への手紙」や「車座集会」、各政策分野等でのアンケートなど、日常の市民等との関わりを通じて把握に努めているところです。</p> <p>加えて、総合計画改定に向けては、昨年度、無作為抽出した市民によるワークショップを開催し、構想段階から市民の皆様の声を取り入れるとともに、改定素案公表後は、パブリックコメント手続や市民説明会、各種団体への出前説明会を実施してきたところです。</p> <p>今後も引き続き、市民の皆様をはじめとする様々な御意見を踏まえながら取組を進めてまいります。</p>	D
3	総合計画改定素案の全内容を確認・知るにはスマホでは厳しい。希望者には紙ベースを手に入れられるようにしてほしい。	「総合計画改定素案」については、パブリックコメントの実施にあたり、インターネットにおいて全文を掲載した他、各区役所、支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館、かわさき情報プラザ、並びに総務企画局都市政策部企画調整課において紙の資料も御用意しました。また、市民説明会の参加者には、希望に応じて紙で資料を一式配布したところです。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
4	説明会の日程がどうしても都合が悪く、参加することができなかったが、動画を配信していただけているので、とても助かった。そもそも、決められた日程にどこかの会場に伺うよりも、いつでも好きな時に説明を聞けるやり方の方が時代に合っていると思う。市の計画の周知方法は、会場での説明会ではなく、動画配信でしていただければ、よりたくさんの市民に情報が届くと思う。	<p>計画の周知方法について、オンラインでいつでも視聴できる方法は、より多くの市民の民様に情報を届けるうえで有効であると認識しています。</p> <p>今後も、市の計画の周知にあたっては、動画配信などオンラインを積極的に活用することで、より幅広い市民の皆様に情報をお届けできるよう、いただいた御意見も参考にしながら検討してまいります。</p>	C
5	「ふるさと納税」については、本末転倒となっており、国と深く論議してもらいたい。	<p>ふるさと納税が返礼品や節税を目当てとしたネット通販化しており、返礼品を目的とした寄附の増加により都市部における地方自治体の財政に与える影響が大きくなっていること等を踏まえ、本市では、制度創設の趣旨に沿って見直しを行うよう国に対して要請してきたところです。</p> <p>今後につきましても、国に対して制度改革に向けた要請活動を継続して行ってまいりたいと考えております。</p>	E
6	溝の口駅前のデッキのイルミネーションがとっても綺麗で、駅を使う度に感動する。溝の口の駅が誇らしく感じる。これかも続けていただけると、地元住民としてはとても嬉しい。	<p>溝口駅前キラリデッキイルミネーションについては、脱炭素の取組を加速させる溝口エリアの取組の象徴として、再生可能エネルギー100%の電力によりまちを彩っています。</p> <p>溝口駅前キラリデッキイルミネーション実行委員会が主催しておりますので、いただいた御意見につきましては、実行委員会に伝えてまいります。</p>	E
7	ページの間違いを指摘しても、「ありがとう」すら言えない組織は解体してもらいたい。	市民の皆様からの御指摘につきましては、内容を確認し、適切に対応してまいります。	E

5 素案からの変更点

パブリックコメントによる市民意見を踏まえた変更（※下線は変更箇所）

変更の概要	変更内容（変更後）	(変更前)																								
施策1－4－5「健康づくりの推進」 健康意識に関する意見を踏まえた表現の修正	<p>(60頁)「現状と課題」 市民一人ひとりの健康意識を高め、<u>自ら実践すべきことやその必要性等に対する理解を促し</u>、更なるセルフケアの取組につなげる</p> <p>(61頁)「計画期間の主な取組」 市民の<u>健康意識の向上</u>、自ら実践すべきことや必要性等に対する理解の促進、健康づくりの取組の習慣化に向け、</p>	<p>(62頁)「現状と課題」 市民一人ひとりの健康意識を高め、更なるセルフケアの取組につなげる</p> <p>(63頁)「計画期間の主な取組」 市民の<u>自発的な健康づくり・習慣化の促進</u>に向け、</p>																								
施策2－1－1「子ども・子育て支援の推進」 子育て支援に関する意見を踏まえた目標値（ふれあい子育てサポート事業の延べ利用者数）の修正	<p>(68頁) 「成果指標」</p> <table border="1" data-bbox="545 758 1051 893"> <thead> <tr> <th data-bbox="545 758 804 806">現状</th><th data-bbox="804 758 1051 806">目標値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="545 806 804 893">11,894人 (R6年度)</td><td data-bbox="804 806 1051 893"><u>23,778人以上</u> (R11年度)</td></tr> </tbody> </table> <p>(177頁) 「計画期間内の目標値」</p> <table border="1" data-bbox="545 988 1298 1123"> <thead> <tr> <th data-bbox="545 988 714 1036">1年目</th><th data-bbox="714 988 882 1036">2年目</th><th data-bbox="882 988 1051 1036">3年目</th><th data-bbox="1051 988 1298 1036">4年目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="545 1036 714 1123"><u>15,658人以上</u> (R8年度)</td><td data-bbox="714 1036 882 1123"><u>18,368人以上</u> (R9年度)</td><td data-bbox="882 1036 1051 1123"><u>21,078人以上</u> (R10年度)</td><td data-bbox="1051 1036 1298 1123"><u>23,788人以上</u> (R11年度)</td></tr> </tbody> </table> <p>「目標値の考え方」 今後、年少人口が減少していくことが見込まれるが、ヘルパ－会員数の増加やマッチングのしくみの改善など、取組を充実させることにより、<u>現状の2倍以上の利用人数</u>にすることを目標とする。</p>	現状	目標値	11,894人 (R6年度)	<u>23,778人以上</u> (R11年度)	1年目	2年目	3年目	4年目	<u>15,658人以上</u> (R8年度)	<u>18,368人以上</u> (R9年度)	<u>21,078人以上</u> (R10年度)	<u>23,788人以上</u> (R11年度)	<p>(70頁) 「成果指標」</p> <table border="1" data-bbox="1309 758 1814 893"> <thead> <tr> <th data-bbox="1309 758 1477 806">現状</th><th data-bbox="1477 758 1814 806">目標値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1309 806 1477 893">11,894人 (R6年度)</td><td data-bbox="1477 806 1814 893"><u>12,448人以上</u> (R11年度)</td></tr> </tbody> </table> <p>(171頁) 「計画期間内の目標値」</p> <table border="1" data-bbox="1309 988 2091 1123"> <thead> <tr> <th data-bbox="1309 988 1477 1036">1年目</th><th data-bbox="1477 988 1646 1036">2年目</th><th data-bbox="1646 988 1814 1036">3年目</th><th data-bbox="1814 988 2091 1036">4年目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1309 1036 1477 1123"><u>12,038人以上</u> (R8年度)</td><td data-bbox="1477 1036 1646 1123"><u>12,185人以上</u> (R9年度)</td><td data-bbox="1646 1036 1814 1123"><u>12,265人以上</u> (R10年度)</td><td data-bbox="1814 1036 2091 1123"><u>12,448人以上</u> (R11年度)</td></tr> </tbody> </table> <p>「目標値の考え方」 今後、年少人口が減少していくことが見込まれるが、ヘルパ－会員数の増加やマッチングのしくみの改善など、取組を充実させることにより、<u>段階的に数値を引き上げること</u>を目標とする。</p>	現状	目標値	11,894人 (R6年度)	<u>12,448人以上</u> (R11年度)	1年目	2年目	3年目	4年目	<u>12,038人以上</u> (R8年度)	<u>12,185人以上</u> (R9年度)	<u>12,265人以上</u> (R10年度)	<u>12,448人以上</u> (R11年度)
現状	目標値																									
11,894人 (R6年度)	<u>23,778人以上</u> (R11年度)																									
1年目	2年目	3年目	4年目																							
<u>15,658人以上</u> (R8年度)	<u>18,368人以上</u> (R9年度)	<u>21,078人以上</u> (R10年度)	<u>23,788人以上</u> (R11年度)																							
現状	目標値																									
11,894人 (R6年度)	<u>12,448人以上</u> (R11年度)																									
1年目	2年目	3年目	4年目																							
<u>12,038人以上</u> (R8年度)	<u>12,185人以上</u> (R9年度)	<u>12,265人以上</u> (R10年度)	<u>12,448人以上</u> (R11年度)																							